

動物取扱業における 犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～

目次

1.はじめに・本書の使い方	1
2.チェックリスト	3
3.基準の解説	9
1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項	9
2. 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項	20
3. 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項	28
4. 動物の疾病等に係る措置に関する事項	33
5. 動物の展示又は輸送の方法に関する事項	38
6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項	41
7. その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項	45
4.行政指導・行政処分について	48
5.参考資料	64
経過措置について	64
関係法令	67

1 はじめに・本書の使い方

はじめに

令和元年6月19日の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の目的の一つは、動物取扱業のさらなる適正化であり、その一環として動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われた。この背景には、多頭飼育問題や動物虐待を含む、人々の動物の取扱いに対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱う事業に対する注目が集まっている。これまでの幾度にわたる法改正においても、改正の度に動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が見受けられ、速やかな改善が図られなかったことが、今回の法改正につながっており、このことは、動物取扱業者はもちろん、それを指導する立場にある行政や、そういった動物取扱業者を利用する消費者も含めて、重く受け止めなければならない事実である。

改正された法第21条(基準遵守義務)において、基準として定める事項として、飼養設備や従業員の員数、繁殖に関する事項等の7つの項目が明記されるとともに、犬猫等販売業者に係る基準は、できる限り具体的なものでなければならないと規定された。これらを踏まえ、基準の具体化について、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」及び「中央環境審議会動物愛護部会」で議論が重ねられ、守るべき数値や違反となる状態等が具体的に規定された。この検討においては、基準を満たさない事業者に対しては、登録の取消し等を行うことを前提に、制度の厳格な運用を行う、いわゆるレッドカード基準として機能させていくことや、事業者に指導監督を行う自治体にもチェックしやすい基準とするという観点等が重視された。本書はこの新たな基準を厳格に運用していくために策定されたものである。

この基準の具体化に関わったすべての方に感謝を申し上げますとともに、新たな基準が、人と動物が共生する社会を実現するための大きな一歩となるよう、本書が関係者に広く活用されることを期待している。

本書の使い方

本書は、動物取扱業者が適切な飼養管理を行うために、守るべき基準を解説するものであり、チェックリスト、基準の解説、行政指導・行政処分についてという3つのパートで構成されている。

チェックリストのパートは、動物取扱業者が守るべき基準をリスト化したものである。事業者自らが基準を満たしているかを確認できるものとなっており、事業を行う上で、日頃から基準を意識し、適切な飼養管理を行うために活用いただきたい。また、自治体が立入検査等を行うに当たって、職員が遵守状況を確認する際に活用することも想定して作成している。

基準の解説のパートは、特に具体化された新たな基準を中心に、基準の考え方、基準を満たす(満たさない)状態の例示等を用いて、基準の詳細を説明するものである。法律に明記された7つの項目に沿って、以下の構成で説明している。

基準の解説の各項目の構成について

基準の概要・・・・・・・・基準の概要を記載

趣旨・・・・・・・・基準の根拠となる考え方を説明

チェックポイント・・事業者が特にチェックすべきポイントを記載

解説・・・・・・・・用語の定義や、運用解釈(具体的な基準の取扱い等)を例示等も含めながら解説

チェックリストを用いてチェックする中で、疑問点や基準を満たしている状態かどうかの詳細を確認する必要が生じた場合に参照していただきたい。なお、解説している内容に照らして遵守すべき基準が満たされていないと判断されれば、行政指導(勧告)や行政処分(措置命令・業務の停止・登録の取消し等)の対象となり得る。一方で、理想的な飼養管理の考え方で参考情報として記載した事項等は、それが満たされないことをもって直ちに遵守義務違反となるものではないが、望ましい飼養管理の状態や方法を示すものであり、業として動物を取り扱う者として、より質の高い飼養管理を目指すにあたって、参考にしていきたい。

なお、動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあることから、事業の実施に関する個別の判断は、環境省ではなく各自治体が行うことに留意する必要がある。

遵守基準の根拠は、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年4月1日環境省令第7号、以下「基準省令」という。)」であり、巻末に全文を掲載している。また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年1月20日環境省令第1号、以下「施行規則」という。)においては、今般具体化された基準の一部が第一種動物取扱業の登録の基準となるため、併せて巻末の条文を参照されたい。

行政指導・行政処分についてのパートは、主に指導監督を行う自治体に向けたものであり、基準が満たされておらず、改善の意思もないような悪質な事業者に対し、速やかに処分を行う等の厳格な運用を行っていくために、必要な手続きや対応等をまとめたものである。

また、チェックリスト、基準の解説(理想的な飼養管理の考え方等の参考情報を除く)、行政指導・行政処分の各パートは、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言としての位置づけを有するものである。

2 チェックリスト

チェックリストの使い方

ここでは、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の遵守基準のうち、特に立入検査において確認が行われる事項を中心にチェックリストとしてまとめている。リストに記載されている事項は、必ず守らなくてはならない内容であり、これらを満たしていない場合は、行政処分の対象となり得る。チェックリストは共通事項と事業内容に応じた個別事項に分かれているので、それぞれ該当する項目を確認すること。

※「基準の解説」のパート(P9～)で趣旨や解説を記載している項目には、対応するチェックポイントを記載したページを右端に掲載。

■ 共通事項

犬猫の飼養・保管に必要な事項であり、事業内容によらず、すべての動物取扱業者が守るべき事項となる。

- 飼養施設・設備(ケージ等)
- 従業員数
- 環境の管理
- 疾病等に係る措置
- 動物の管理

■ 個別事項

事業の内容に応じて適用される事項であり、第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業において実施する事項について、確認すること。

(例えば、繁殖を行う場合は、繁殖を行う場合のリストを確認すること。)

- 展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合) →6ページへ

- 貸出しを行う場合 →8ページへ

- 輸送を行う場合 →6ページへ

- 競りあっせんを行う場合 →8ページへ

- 繁殖を行う場合 →7ページへ

- 訓練を行う場合 →8ページへ

- 販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む) →7ページへ

- 保管を行う場合 →8ページへ

- 譲渡しを行う場合 →7ページへ

なお、チェックリストは、守るべき基準を効率的に確認するために作成したものであり、必ずしもすべての基準を網羅するものではない。法令で定められた正確な遵守基準の内容は、P67~の関係法令の記載を確認すること。

またチェックリストの記載内容によらず、管轄する自治体の判断が優先されることに留意すること。

〈飼養施設・設備(ケージ等)〉

- ケージ等は分離型の基準を満たす。
(分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。)
 - 犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。
(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の動作を容易に行える広さか。)
 - 長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、以下の○のいずれかに該当している。(顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合は、短期間の一般的な業内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。)
 - 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態で維持管理している。
- ※傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記3項目が適用されない場合がある。
- 申請書(届出書)に基づく、以下の設備が配置されている。
 - 照明設備*₁、給水設備、排水設備、洗浄設備、消毒設備、廃棄物集積設備、死体の一時保管場所*₁、餌の保管設備、清掃設備、空調設備(屋外を除く)、遮光又は風雨を遮る設備(屋外の場合)、訓練場(訓練業の場合)
 - ケージ等と訓練場の床に金網が使われていない。
※犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
 - ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がない。
 - ねずみ、はえ、蚊、のみ等の侵入を防止できる構造となっている。侵入を防ぐか、駆除を行うための設備がある。
 - 床、壁、天井、附属設備は、清掃が容易である等清潔に維持管理がしやすい構造である。
 - 脱走しない構造・強度である。
 - 飼養保管のために必要な作業スペースがある。
 - ケージ等は、耐水性がなく簡単に洗えないなど、衛生管理の支障がある材質ではない。
(例えば、段ボール等を用いていないか。)*₁
 - ケージ等は、受け皿や、床敷きなどにより、ふん尿などが漏れない構造である。
 - ケージ等の側面か天井は、常に通気が確保され、内の様子が外から見通せる構造である。
(傷病動物である等特別の事情がある場合を除く。)
 - ケージ等は、床に確実に固定するなど、衝撃による転倒を防止している。
(例えば、上下に積み重ねたケージを結束バンド等で固定したのみで床に固定しない等、不安定な状態でのケージの設置、積み重ねが行われていないか。)
 - ケージ等に、給餌と給水のための器具を備えている。
(一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合を除く。)
 - ケージ等に、生態や習性、飼養期間に応じた遊具や休息等のための設備がある。
 - 1日1回以上飼養施設の巡回、保守点検、ケージ等の清掃を行い、汚物や食べ残しなどを適切に片付けて、清潔を保っている。これらの清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を5年間保管している。

▶ P9~

▶ P18~

* 1の事項は、第一種動物取扱業者の場合に適用

〈従業員数〉

- 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

▶ P20~

〈環境の管理〉

- 犬猫の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれ、騒音が防止されるように環境を管理している。
- 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)
- 動物の鳴き声、臭い、毛や、ねずみ、はえ、蚊、のみなどの衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なっていない。
- 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理され、放置していない。

▶ P28~

〈疾病等に係る措置〉

- 病気とケガの予防、寄生虫の予防や駆除等の日常的な健康管理を行っている。
- 毎年1回以上健康診断を実施している。
- 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- 健康診断の診断書を5年間保管している。
- 生後11年以上の高齢猫の展示を行う場合には、定期的(半年に1回程度)に健康診断を受けさせる等、健康に配慮している。※第一種動物取扱業(販売業、貸出業、展示業)の場合
- 病気の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行っている。
- 病気にかかったりケガをした場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師の診療を受けさせている。
(病気やケガがあるにもかかわらず、必要な処置が受けられていない個体がないか。)
- 新たな犬猫の飼養・保管を始める際に、観察や、入手先等からの聴き取りによって健康であることを確認するまで、必要に応じて他の動物と接触させないようにしている。(例えば、他の動物と隔離しているか。)

▶ P33~

〈動物の管理〉

- 犬猫が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。○被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
- ケージ等の外で飼養又は保管をしていない。
(管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合を除く。)
- 複数の動物を同じケージ等に入れている場合、ケンカ等をしない組み合わせにしている。

▶ P45~

- 幼齢の犬猫については、適切な期間、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をしている。
- 適切な量、回数等により給餌と給水を行っている。
- 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。▶P45~
- 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。
- 1日1回以上巡回して、犬猫の数と状態を確認し、巡回の実施状況を記録した台帳を5年間保管している。
- 顧客(見物客)等が犬猫に触れる場合には、犬猫への過度なストレスがかかったり、顧客等に危害が及んだり、犬猫や顧客等が人と動物の共通感染症にかかることがないように、顧客等には接触の方法を指導し、犬猫には適度な休息を与えている。
- 顧客(見物客)等が犬猫にみだりに食物を与えないようにしている。
- 災害時に犬猫の健康や安全を確保し、人の生命、身体、財産を守るために、普段から職員間の連絡体制や犬猫が脱走した場合の捕獲体制の整備、犬猫の避難方法の決定、餌の備蓄等の対策を講じている。
- 第一種動物取扱業者の標識は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を事業所の出入口から見やすい場所に掲示している。
- 第一種動物取扱業の広告は、氏名又は名称、所在地、登録番号、動物取扱責任者等の必要事項を掲載され、飼いやすさや子犬子猫の愛らしさ、犬猫の生態や習性に反した行動等が過度に強調されるなど、誤解を与える内容ではない。
- 動物取扱責任者研修で得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させている。
- 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項が記載され、5年間保管している。*販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業、譲渡業の場合

個別事項(事業の内容に応じて適用される事項)

〈展示を行う場合(販売のための展示や展示業者の場合)〉

- 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。▶P38~
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休憩時間)を設けている。
- 犬猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間(特定成猫の場合は、合計12時間以内であれば、午後10時までの間)に行っている。*第一種動物取扱業の場合
- 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸や訓練が過酷なものとならないようにしている。*展示業の場合

〈輸送を行う場合〉

- 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。*販売業、貸出業、譲渡業の場合▶P38~
- 輸送設備は、確実に固定する等、衝撃による転倒を防止している。
- 輸送中は、常時、犬猫の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できる設備や体制がある。(航空輸送中は除く。)*₂
- 輸送設備は、犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)*₂
- 輸送設備は、定期的な清掃や消毒が行われ、清潔を保っている。

- 必要に応じて空調設備があるなど、犬猫の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が保たれている。(健康や安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - 犬猫の種類、数、発育状況、健康状態に応じて、適切な種類、量、回数の餌と水を与えている。(健康と安全のため、特別な事情がある場合を除く。)
 - 動物の疲労や苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くし、輸送中は、必要に応じて休息や運動の時間を設けている。
- * 2の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈繁殖を行う場合〉

- 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- 犬の出産回数は6回を超えていない。
- 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。
(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)
- 繁殖した犬猫を販売する場合は、57日齢以上である。(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が販売業者以外の顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- 遺伝性疾患等のおそれのある犬猫、幼齢・高齢の犬猫等を繁殖させたり、遺伝性疾患等のおそれのある組み合わせによって繁殖をさせたりしていない。

▶ P41~

〈販売を行う場合(繁殖業者が販売業者に販売する場合も含む)〉

- 販売される犬猫は57日齢以上である。
(天然記念物の犬種を専門的に扱う繁殖業者が顧客に直接販売する場合は50日齢以上。)
- 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを販売している。
- 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を販売している。
- 売買契約の際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等の証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を顧客に渡している。
- 販売をしようとする犬猫の品種等の名称、標準体重・体長、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制、性別、生年月日、繁殖者の情報等の18項目の情報を書面を渡して説明し、顧客等に署名等をしてもらう確認をしている。※第一種動物取扱業者に販売する場合は、品種等に共通する9項目の情報については、必要に応じて説明すれば足りる。
- 仕入れ、販売等の際に、取引の相手方が法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、その相手方と動物の取引を行ってはならない。)
- 販売する全ての犬猫を顧客が目視や写真等で確認できる。また、品種等の名称、標準体重・体長、性別、生年月日、生産地等の情報が顧客から見やすい位置に文書で表示されている。
- 個体ごとの帳簿に、個体の繁殖者の情報、生年月日、入手先の情報、販売・譲渡先の情報等の必要事項を記載し、5年間保管している。

〈譲渡しを行う場合〉

- 可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった犬猫が譲渡されている。
- 可能な限り、環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫を譲渡している。
- 譲渡しをしようとする犬猫の品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の5項目の情報を説明している。

- 譲渡の際に、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書(入手先から受け取った証明書も含む。)を譲渡先に渡している。

〈貸出しを行う場合〉

- 2日間以上状態を観察して、健康上の問題がない犬猫のみを貸し出している。*3
- 環境の変化や輸送への耐性が十分備わった犬猫のみを貸し出している。(第二種動物取扱業の場合は可能な限り実施。)
- 貸出しをしようとする犬猫について、品種等の名称、適切な飼養施設の構造・規模、給餌・給水の方法、運動・休養の方法、遺棄の禁止などの関係規制等の10項目の情報を貸出先に渡している。(第二種動物取扱業の場合は5項目。)
- 貸し出した犬猫が撮影に使用される場合には、本来の生態、習性に関して一般人に誤解を与えるような形態による撮影が行われないようにしている。また、貸出先で犬猫に過度の苦痛がないよう、時間、環境等が適切に配慮されている。*3

* 3の事項は、第一種動物取扱業の場合に適用

〈競りあっせんを行う場合〉

- 競りによって売買が行われる際に、販売業者が契約時の説明をしていることを確認している。
- 競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する法令に違反していないこと、違反するおそれがないことを確認している。(違反が確認された場合、競りにその事業者を参加させてはならない。)

〈訓練を行う場合〉

- 犬猫に芸をさせたり、訓練をする場合には、その生理、生態、習性等に配慮し、芸、訓練が過酷なものとならないようにしている。
- 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。*第一種動物取扱業の場合
- 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。

〈保管を行う場合〉

- 感染性の病気のまん延やケンカ等の発生を防ぐため、親、きょうだい等と一緒に飼養保管をすることが適切な場合を除いて、顧客の犬猫をそれぞれ単独で収容している。*第一種動物取扱業の場合
- 犬猫を搬出するたびにケージ等の清掃と消毒を行っている。

3 基準の解説

ここでは、令和3年6月1日から施行される基準省令により具体化された新たな基準を中心に、7つの項目について、まず基準の概要を冒頭に示し、基準の趣旨、チェックポイント、基準を満たす(満たさない)状態の例示等を説明する解説部分という順で構成している。チェックリストとこの基準の解説を用いて、動物の飼養、保管の状態を常に確認し、基準の遵守を徹底すること。また、動物のよりよい状態を保つための情報を「より理想的な飼養管理に向けて」という項目と「参考」の欄に記載しており、併せて参照いただきたい。

1. 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

■ 運動スペース分離型飼養等(ケージ飼育等)を行う際のケージ等の基準

〈寝床や休息場所となるケージ〉

- 犬: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
- 猫: タテ(体長の2倍以上) × ヨコ(体長の1.5倍以上) × 高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合: 各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

〈運動スペース〉

- 下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。

■ 運動スペース一体型飼養等(平飼い等)を行う際のケージ等の基準

- 犬: 床面積(分離型ケージサイズの6倍以上) × 高さ(体高の2倍以上)
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの3倍以上 × 頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫: 床面積(分離型ケージサイズの2倍以上) × 高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合: 床面積(分離型ケージサイズの面積以上 × 頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時: 親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

趣旨

動物の飼養及び保管にあたっては、動物にとって必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長できるよう、動物の種類、生態、習性、生理を考慮した施設・設備を備える必要がある。犬猫のケージ等については、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の日常的な動作が容易に行えるような大きさを具体化している。閉じ込め型の飼養を防ぐとともに、自治体職員が現場で設備を確認する際に、品種等による個体のサイズの違いがあっても統一的な考え方で客観的にチェックしやすく、事業者側も確保すべき設備の大きさを理解しやすい基準とするという観点から、個体の体長と体高を元にした比率で大きさを計算する基準としている。

施設の状況に応じ、寝床や休息場所となるケージと運動をさせるスペースを分離するタイプを【運動スペース分離型(ケージ飼育等)】(以下「分離型」という。)、寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備(おり・ケージ等)のタイプを【運動スペース一体型(平飼い等)】(以下「一体型」という。)として、それぞれの基準が数値で規定されている。また、長期間分離型で飼養する場合は、閉じ込め型の飼養を防ぎ、必要な運動を確保するため、運動スペースの面積も一体型と同様の考え方で規定し、さらに常に使用できる状態の維持と運動時間の確保を義務化している。

チェックポイント

- ケージ等は分離型の基準を満たす。
(分離型のケージ等の基準は、どんな業形態であっても、基本的に満たす必要がある。)
- 犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作がしやすい十分な広さがある。
(立ち上がる、横たわる、方向転換する、身繕いする等の動作を容易に行える広さか。)

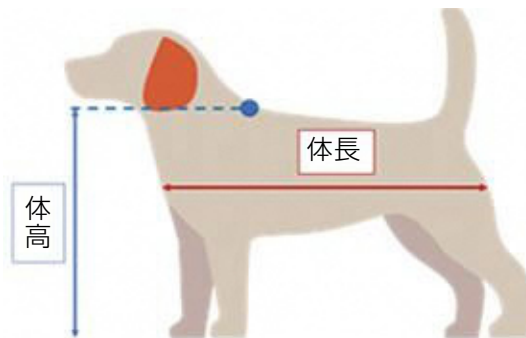
- 長期間飼養する場合(長期間の飼養を行うことが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業)は、以下の○のいずれかに該当している。(顧客の動物を預かる保管業や訓練業の場合は、短期間の一般的な業内容であれば、運動スペースの設置は必須ではない。)
 - 平飼い等により一体型の基準を満たす。
 - 分離型のケージ等とは別に一体型以上の広さの運動スペースがあり、常に運動させられる状態で維持管理している。
- ※ 傷病個体や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断ができる場合は、上記3項目が適用されない場合がある。

解説

〈体長・体高とは〉

体長は「胸骨端から坐骨端までの長さ」、体高は「地面からき甲部(肩甲骨の上端部)までの垂直距離」のことを指す。

図表1 体長・体高イメージ



〈「ケージ等」とは〉

動物の飼養又は保管のために使用する、おり、かご等の設備を指す。このため、いわゆるケージそのものだけでなく、平飼いの設備や運動スペースの外周を囲う柵等の設備もケージ等に含まれる。また、部屋等で放し飼いをしている場合は、部屋全体がケージ等に当たる。

〈分離型と一体型の考え方〉

分離型: 寝床や休息場所となるケージ飼育を想定した基準であり、ケージの広さ等の基準等は飼養期間の長短によらず、基本的に満たす必要がある。飼養期間が長期間にわたる場合は、この寝床や休息場所となる分離型のケージとは別に、一体型と同一以上の面積の運動スペースの設置が必要。

一体型: 寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備(おり・ケージ等)のタイプで、平飼い等が該当。平飼いをしていたとしても、一体型の基準を満たしていない場合、その平飼いの飼養設備は分離型とみなされ、別途運動スペースを設ける必要がある。

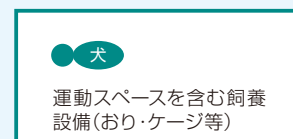
運動スペース分離型(ケージ飼養等)

- 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定



運動スペース一体型(平飼い等)

- 運動スペースを含む飼養設備(おり・ケージ等)のサイズを規定

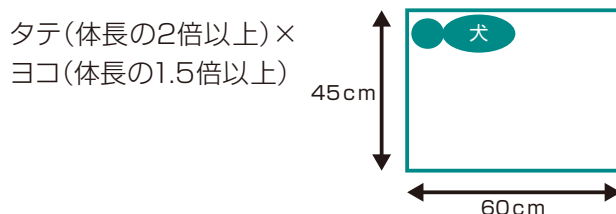


運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

- 犬:タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
- 猫:タテ(体長の2倍以上)×ヨコ(体長の1.5倍以上)×高さ(体高の3倍以上)、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- 複数飼養する場合:各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

図表3 分離型ケージサイズのイメージ

運動スペース分離型のケージ等



※犬の体長30cmの場合

〈分離型の基準の考え方〉

寝床や休息場所となるケージを想定した分離型のケージの大きさは、1頭あたりに必ず確保しなければならない広さを定める基準。日常的な動作として、ケージ内での方向転換、立ち上がる行動、猫の上下運動等のために必要な大きさが具体化されたもの。

親子等の複数個体を同一のケージ等で飼養する場合は、それぞれの個体に対して、分離型のケージ等における床面積を合計した広さが必要で、高さは最も体高が高い個体に対する2倍(犬)、3倍(猫)以上が必要。なお、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することも必要なこと、犬が社会性を有する動物であることなども踏まえ、複数個体を飼養することも想定して、一頭当たりの利用可能な面積を考慮して定めたものとしているが、同一ケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けなければならない。

〈飼養期間が長期間にわたる場合の運動スペースの設置〉

長期間にわたって飼養する場合は、走る等の運動ができるように、分離型のケージ等とは別に一体型と同一以上の運動スペースを設け、常時運動に利用できる状態で維持管理されていることが必要である。荷物や家具等が置かれ、常時運動に利用できる状態ではない部分などは面積から除外される。この運動スペースに、1日3時間以上出し、自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられている。

「飼養期間が長期間にわたる場合」は、長期間の飼養が行われることが前提となる販売業、譲渡業、貸出業、展示業、譲受飼養業が該当し、具体的にはブリーダーのもとにいる繁殖犬猫やペットショップで販売のために展示される犬猫、猫カフェ等の触れ合い施設で展示される犬猫等が該当する。一方、長期間の飼養が想定されない保管業等の業態(ペットホテルにおける数日の預かりやペットサロンにおけるトリミングのための短時間の保管等)は、「飼養期間が長期間にわたる場合」には該当せず、運動スペースの確保や3時間以上の運動については、必須ではない。また、訓練業の場合も同様に短期間かつ一般的な業内容(数時間～数日の訓練)であれば、運動スペースの設置は必須ではないが、数か月など長期間にわたって同一個体を飼養保管しながら訓練する業内容の場合は、原則として運動スペースの確保が必要となる。

〈運動スペースの交代利用〉

運動スペースの確保は、常に運動できる一体型よりも広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する可能性があることの双方を総合的に考慮したものであるため、交代利用が否定されるものではない。しかし、夜間の休息を考慮し、展示時間は午前8時～午後8時となっていることを踏まえると、通常想定される人の手によってケージ間を移動させるような場合では、午前、昼、午後の1日3交代(各3時間以上)が限度と考えられる。例えば、個体サイズが同等の場合に、5頭分の運動スペースしかない場合、15頭を超えた数を飼養することはできないこととなる。

〈運動スペースの設置場所、管理方法〉

運動スペースは飼養施設のケージ等に含まれ、常時利用可能な状態で維持管理する義務がある。このため、業の登録・届出において必要な権原を有し登録されている飼養施設以外の施設(外部のドッグラン、散歩で運動すること等)や、仕切り等で分離型と一体型を使い分けること(分離型や一体型のケージ等として使用している部分は、運動スペースとして使用できないことから併用は不可)は認められない。

設置場所は、屋内に限らないが、屋外であっても飼養設備としての基準(施行規則第2条第2項第4号ヲの遮光、風

雨を遮る設備等)を満たす必要がある。

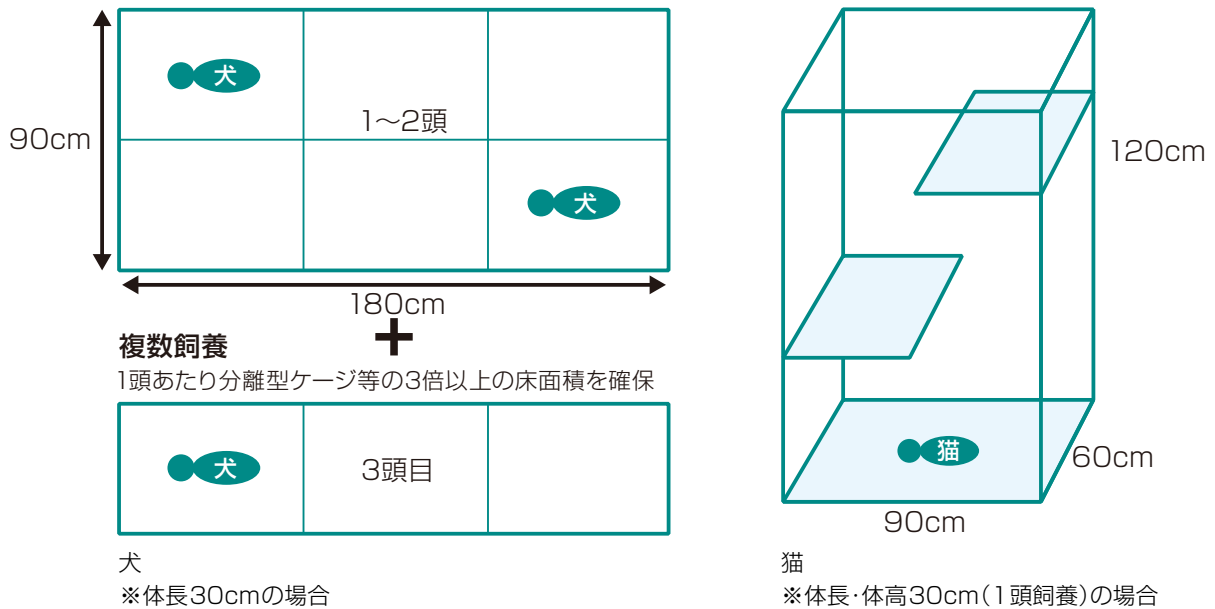
〈移動販売やイベント販売におけるケージ等の基準の考え方〉

移動販売やイベント販売においても、販売のために登録された飼養施設には、ケージ等の基準が適用される。移動を伴うイベント販売等であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、ケージ等の基準を満たす必要がある。

運動スペース一体型(平飼い等)の基準

- 犬:床面積(分離型ケージサイズの6倍以上)×高さ(体高の2倍以上)
複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分)と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
- 猫:床面積(分離型ケージサイズの2倍以上)×高さ(体高の4倍以上)、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合:床面積(分離型ケージサイズの面積以上×頭数分)と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。
- 繁殖時:親子当たり上記の1頭分の面積を確保(親子以外の個体の同居は不可)。

図表4 運動スペース一体型におけるケージサイズのイメージ



〈一体型の基準の考え方〉

個体のサイズに応じた基準とするため、体長・体高に基づく分離型のケージサイズをベースとし、犬は走る等の自然な運動を行える広さ、猫は上下運動が可能な広さとしている。

複数飼養する場合は、運動スペースを共有できることから、1頭あたりはこの2分の1の床面積(犬は分離型の3倍、猫は分離型相当分の床面積)と、最も体高が高い個体に対する高さ(犬は体高の2倍、猫は体高の4倍以上)が基準となる。なお、1頭あたりは2分の1の床面積となるが、最も体長が長い個体に対して運動スペース床面積の基準(犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上)を満たしていることが必要である。

〈繁殖時の基準(面積の算出に含まれない子犬・子猫の考え方)〉

分離型の数倍(犬6倍、猫2倍)の広さで運動スペースが確保される一体型(平飼い飼育等)に限定し、同一のケージ等内で親とその子犬・子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬・子猫はこれを頭数に含めないとしている。この場合、親1頭分の一体型の広さ(犬は分離型の6倍、猫は分離型の2倍以上)を確保することで基準を満たすが、親とその子犬・子猫のみを飼養する場合に限定され、親子以外の個体の同居は不可(同居していた場合にはこの繁殖時の基準が適用されないこと)となる。

これは、社会化のために、親、兄弟姉妹等とともに飼養することが必要なこと等を考慮したものであり、日齢(56日齢)等で子犬・子猫の範囲を一律に定めることによって、社会化のためにより長い期間を親と同一のケージ等で飼養するといった事業者の配慮を妨げないため、同一のケージ等で親と同居しているかどうかで判断されるものとなる。販売等のために親と離す段階では、それぞれの体長等に基づく、ケージ等の基準を満たす必要がある。なお、分離型の場合は、親と同居する場合であっても、子犬・子猫について1頭当たりのケージ等の規模を算定し、その合計面積を確保する必要がある。

〈猫の棚の条件〉

猫の場合に設置が必要な棚については、ケージを用いる場合は、2段ケージ(分離型)、3段ケージ(一体型)を想定しているが、プレイルームタイプのケージや部屋全体を自由に行動できる飼育の場合は、キャットタワー等の棚を設置することを想定しており、そのような構造も基準を満たすものとなる。また、箱や台等で、内部と上面が利用できるような場合も、棚とみなすことができる。段ボールの使用については、具体的な構造や耐久性によるが、すぐに破損し棚が利用できない状態が発生するような場合は基準を満たしている状況とはいえない。また、個体が乗れないほど小さい面積のもの、体重に対する強度がないものは、棚として利用できないため基準を満たすとはいえない。

〈ケージ内の設備〉

分離型、一体型それぞれの基準の面積は、ケージ等の全体の大きさから算定するものであり、飼養に必要な設備(トイレや餌置き場等)を、面積の算定から除外する趣旨ではない。一体型のスペース中に自由な出入りが可能な休息用のケージを置く場合については、ケージ等の全体が一体型としての基準を満たしていれば、ケージ内の休息用の設備に対して、さらに分離型の基準が適用されるものではない。

〈子犬・子猫を飼養する場合〉

子犬・子猫の時点では、その個体の体長・体高に基づくケージ等の基準を満たしていれば問題ないが、成長に伴ってケージ等の基準を満たさなくなる場合はその時点で基準違反となるため、成長を見越したケージ等を用意するか、成長に伴ってより大きなケージ等に移動する等の対応が必要となる。

〈傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合〉

ケージ等の基準は犬猫を飼養する場合に守らなければならないものであるため、基本的には基準を満たすことが必要だが、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となる。

例外となる考え方として、傷病動物で安静が必要な場合や、猫の出産前後等の特別な管理が必要な場合(例えば、生まれたばかりの子猫が棚から落下するおそれがある場合等)が、「特別な事情がある場合」に該当し、合理的な範囲で基準に定めたケージ等の規模が適用されない場合があり得る。

また、一時的かどうかについては、保管する期間とそこに置かれた個体に対するケージ等の広さ、個体の状態等に基づき総合的な判断が必要であるが、例えば、保管業のうち、トリミングのための数時間の預かりやペットホテルでの数日間の預かりは一時的なものと考えられる。一方、長期旅行のために数週間～数ヶ月に渡ってペットホテルで預かるような場合などは一時的な保管とは考えられない。また、同じ数日間であっても、販売業の場合は、販売されるまでの期間が事前にわからないため、一時的な保管には該当しない。

いずれの場合においても、客観的に特別な事情が判断可能であり、適切な管理下にあるものに限られる。このため、例えば「広いケージに入れたら病気や感染症になってしまうかもしれない。」といった漠然とした理由を「特別な事情」とみなすことはできない(感染症等が発生しないように適切な衛生管理を行うことは事業者の義務である)。

〈体長・体高によるケージ等の具体的な大きさ〉

飼養する個体の体長・体高を確認し、体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表をもとに、必要な大きさを満たすケージ等を準備することが必要である。一体型・分離型の運動スペースの基準は必要な面積・高さを定めるものであり、タテ・ヨコの長さは早見表で示す数値以外の組み合わせでも可能である。早見表では、一体型・分離型の運動スペースとして、(犬)タテが体長の6倍、ヨコが体長の3倍及び(猫)タテが体長の3倍、ヨコが体長の2倍とした場合のそれぞれの長さの例を示している。なお、参考として、代表的な品種ごとの体長・体高についても掲載する。

図表5 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(犬)

体長(cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高(cm)	分離型、一体型・ 分離型の運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)
12	24	18	0.26	72	36	12	24
14	28	21	0.35	84	42	14	28
16	32	24	0.46	96	48	16	32
18	36	27	0.58	108	54	18	36
20	40	30	0.72	120	60	20	40
22	44	33	0.87	132	66	22	44
24	48	36	1.04	144	72	24	48
26	52	39	1.22	156	78	26	52
28	56	42	1.41	168	84	28	56
30	60	45	1.62	180	90	30	60
32	64	48	1.84	192	96	32	64
34	68	51	2.08	204	102	34	68
36	72	54	2.33	216	108	36	72
38	76	57	2.60	228	114	38	76
40	80	60	2.88	240	120	40	80
42	84	63	3.18	252	126	42	84
44	88	66	3.48	264	132	44	88
46	92	69	3.81	276	138	46	92
48	96	72	4.15	288	144	48	96
50	100	75	4.50	300	150	50	100
52	104	78	4.87	312	156	52	104
54	108	81	5.25	324	162	54	108
56	112	84	5.64	336	168	56	112
58	116	87	6.06	348	174	58	116
60	120	90	6.48	360	180	60	120
62	124	93	6.92	372	186	62	124
64	128	96	7.37	384	192	64	128
66	132	99	7.84	396	198	66	132
68	136	102	8.32	408	204	68	136
70	140	105	8.82	420	210	70	140
72	144	108	9.33	432	216	72	144
74	148	111	9.86	444	222	74	148
76	152	114	10.40	456	228	76	152
78	156	117	10.95	468	234	78	156
80	160	120	11.52	480	240	80	160
82	164	123	12.10	492	246	82	164
84	168	126	12.70	504	252	84	168

図表6 体長・体高ごとのケージ等の大きさ早見表(猫)

体長 (cm)	分離型		一体型・分離型の運動スペース			体高 (cm)	分離型	一体型・分離型の 運動スペース
	タテ(cm)	ヨコ(cm)	面積(m ²)	例:タテ(cm)	例:ヨコ(cm)		高さ(cm)	高さ(cm)
12	24	18	0.09	36	24	12	36	48
14	28	21	0.12	42	28	14	42	56
16	32	24	0.15	48	32	16	48	64
18	36	27	0.19	54	36	18	54	72
20	40	30	0.24	60	40	20	60	80
22	44	33	0.29	66	44	22	66	88
24	48	36	0.35	72	48	24	72	96
26	52	39	0.41	78	52	26	78	104
28	56	42	0.47	84	56	28	84	112
30	60	45	0.54	90	60	30	90	120
32	64	48	0.61	96	64	32	96	128
34	68	51	0.69	102	68	34	102	136
36	72	54	0.78	108	72	36	108	144
38	76	57	0.87	114	76	38	114	152
40	80	60	0.96	120	80	40	120	160
42	84	63	1.06	126	84	42	126	168
44	88	66	1.16	132	88	44	132	176
46	92	69	1.27	138	92	46	138	184
48	96	72	1.38	144	96	48	144	192
50	100	75	1.50	150	100	50	150	200
52	104	78	1.62	156	104	52	156	208
54	108	81	1.75	162	108	54	162	216
56	112	84	1.88	168	112	56	168	224
58	116	87	2.02	174	116	58	174	232
60	120	90	2.16	180	120	60	180	240

図表7 代表的な品種の体長・体高(犬)

犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC
	平均	平均				
ミニチュア(カニーヘン)・ダックスフンド	25	14	—	22~27	—	13~15
チワワ	17	17	—	13~21	—	13~20
ポメラニアン	17	17	—	15~18	—	15~18
ヨークシャー・テリア	—	19	—	—	—	18~20
ペキニーズ	32	19	—	25~38	—	15~23
マルチーズ	21	21	20~25	18~23	20~25	18~23
ブリュッセル・グリフォン	22	22	—	18~25	—	18~25
スタンダード・ダックスフンド	38	22	—	35~41	—	20~23
パピヨン	25	24	—	21~29	—	20~28
ノーフォーク・テリア	27	24	—	25~28	—	23~25
狆	26	24	—	21~29	—	20~28
シー・ズー	28	26	—	25~29	—	23~27
トイ・プードル	27	26	25~29	—	24~28	—
スコティッシュ・テリア	29	26	28~31	—	25~28	—
ビション・フリーゼ	30	27	28~32	27~32	25~29	24~29
ウエスト・ハイランド・ホワイト・テリア	26	27	—	24~27	—	25~28
ウェルシュ・コーギー・ペンブローク	39	28	35~42	36~43	25~30	25~30
ジャック・ラッセル・テリア	30	28	28~33	28~34	25~30	25~30
ボロニーズ	28	28	25~30	25~30	25~30	25~30
ミニチュア・ピンシャー	29	28	26~32	27~33	25~30	25~32
バグ	—	29	—	—	—	25~33
チャイニーズ・クレストッド・ドッグ	31	29	24~35	29~35	23~33	28~33
フレンチ・ブルドッグ	31	30	25~37	29~35	24~35	28~33
ミニチュア・プードル	—	32	—	—	28~35	25~38
キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル	33	32	—	32~35	—	30~33
ミニチュア・ブル・テリア	32	32	—	25~36	—	25~36
ミニチュア・シュナウザー	33	33	30~35	30~36	30~35	30~36
日本スピッツ	38	34	33~42	34~42	30~38	30~38
イタリアン・グレーハウンド	37	35	34~40	35~40	32~38	33~38
ビーグル	—	36	—	—	33~40	33~38
バセット・ハウンド	—	36	—	—	33~38	—
シェットランド・シープドッグ	38	37	37~39	35~43	36~37	33~41
アメリカン・コッカー・スパニエル	39	37	36~41	36~41	34~39	34~39
ブルドッグ	—	37	—	—	—	36~38
柴	42	38	40~43	38~46	37~40	34~42
ワイアー・フォックス・テリア	—	39	—	—	39	39
ミディアム・プードル	—	39	—	—	35~45	—
イングリッシュ・コッカー・スパニエル	38	40	36~39	36~41	38~41	38~43
ボストン・テリア	—	41	—	—	—	38~43
甲斐	51	46	50~55	43~54	45~50	39~50
チャウ・チャウ	49	49	46~56	43~51	46~56	43~51
ウィペット	52	49	46~54	48~59	44~51	46~56
ボーダー・コリー	54	52	—	48~59	—	46~56
オーストラリアン・シェパード	55	52	48~61	48~61	46~58	46~58
スタンダード・プードル	—	53	—	—	45~60	—
サモエド	57	55	56~60	51~63	53~57	48~60
シベリアン・ハスキー	58	55	53~63	53~63	51~60	51~60
ダルメシアン	63	56	60~69	54~68	54~62	48~61
ゴールデン・レトリバー	62	57	56~67	60~67	51~61	55~61
ラブラドル・レトリバー	60	57	57~60	57~65	54~57	55~62
エアデール・テリア	—	58	—	—	56~61	—
ボクサー	59	59	53~63	55~64	53~63	55~64
フラットコーテッド・レトリバー	62	59	59~65	59~65	57~62	56~62

犬種	体長 (cm)	体高 (cm)	体長(cm) 国際畜犬連盟	体長(cm) AKC	体高(cm) 国際畜犬連盟	体高(cm) AKC
	平均	平均				
ホワイト・スイス・シェパード・ドッグ	71	60	64~79	—	53~66	—
ジャーマン・シェパード・ドッグ	69	60	61~76	61~77	55~65	56~66
ロットワイラー	71	62	64~78	64~79	56~68	56~69
ワイマラナー	69	64	62~76	64~75	57~70	58~69
アイリッシュ・セター	67	64	58~70	67~72	55~67	64~69
バーニーズ・マウンテン・ドッグ	71	64	66~78	65~78	58~70	58~70
サルーキ	65	65	58~71	58~71	58~71	58~71
秋田	72	65	67~74	67~78	61~67	61~71
ドーベルマン	72	67	66~79	64~78	63~72	61~71
ニューファンドランド	75	69	73~78	73~78	66~71	66~71
グレート・ピレニーズ	80	72	—	70~89	—	64~81
ボルゾイ	76	73	71~89	69~75	68~85	66~71
セント・バーナード	83	74	72~100	73~85	65~90	66~76
グレート・デーン	83	79	76~95	75~85	72~90	71~81

(出所)国際畜犬連盟、アメリカ・ケンネルクラブ(AKC)の情報を参考に、上限値と下限値から平均の体長・体高を算出(小数点以下四捨五入)。なお、体長は、AKCによる犬種ごとのデータのうち、体高に対する体長の割合をもとに、比率から算出したもの。

図表8 代表的な品種の体長・体高(猫)

猫種	体長(cm)	体高(cm)
マンチカン	27~34	17~22
ペルシャ	34~39	20~27
ロシアン・ブルー	27~34	19~24
アメリカン・ショートヘア	27~36	18~27
スコティッシュ・フォールド	33~43	21~26
シャム	26~30	21~25
アビシニアン	25~31	19~23
日本猫※	—	25~30
サイベリアン	38~46	20~26
メイン・クーン	48~81	27~30

※日本に住んでいる猫(雑種を含む)
(出所)国内飼育個体の計測値等をもとに作成

■ ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- 金網の床材としての使用を禁止（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

趣旨

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とする必要があるため、床材やケージに着目し、使用できない材料や破損の状態が基準として規定されたもの。

チェックポイント

- ケージ等と訓練場の床に金網が使われていない。
※犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。
- ケージ等と訓練場にサビ、割れ、破れ等の破損がない。

解説

〈床材について〉

床材は、長期間飼養された場合等に肉球が傷むおそれがある金網の使用が禁止となる。ただし、すのこを用いる場合や、金網の上にトレーを置く場合等、肉球が傷まないような管理がされている場合には、例外的に基準を満たすこととなる。これは、金網に接触して肉球が痛むことを防ぐ趣旨であり、構造自体が金網だったとしても、トレー、クッションやマット、寝床等によって肉球が金網に触れないように管理をしている場合に限定して例外としているもの。このため、布がケージの一端に寄り、床材を覆っていない場合や、部分的にしかトレーが置かれておらず、個体の肉球に負担がある場合は、肉球が傷まないように管理されているとはいえない。また、一時的にトレー等が置かれていても、個体の肉球の状態としてケージ等に起因する傷害がある場合は、当該規定を満たしているとはいえない。

〈ケージ等及び訓練場について〉

ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものにしなければならない。なお、適切な補修が行われている場合は当該規定の「錆、割れ、破れ等の破損」があるとはみなさない。

ほかにも、ケージ等及び訓練場は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質であることが必要であり、耐水性がないため洗浄が容易でないなど衛生管理上支障がある材質を用いてはいけないこととなっている。また、動物の種類、習性、運動能力、頭数等に応じて、その逸走（脱走）を防止することができる構造及び強度であること、また動物によって容易に損壊されない構造及び強度であることが必要である。以上により、段ボール等の簡易的な設備をケージ等として使用することはできない。

また、床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていることと、底面はふん尿等が漏れない構造であることが義務付けられているため、不安定な状態でケージ等が積み重ねてあったり、他の個体のケージ等にふん尿が漏れ出るような状態があったりした場合は、基準違反となる。

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】環境エンリッチメント

環境エンリッチメントとは、アニマルウェルフェア(動物福祉)の考え方に基づき、動物の心身の健康に配慮し、飼養環境(施設、食物、遊具、社会など)を豊かにするよう工夫を加えるという考え方である。

犬猫の適正な飼養のためには、健康・安全の確保にとどまらず、生態や習性に応じた豊かな環境づくりに努め、本来の習性に沿った行動をできる限り発現できるようにすることが求められる。人との関わりや触れ合いに加え、餌の与え方の工夫や好奇心を持つ遊び道具、音等の様々な刺激を与えることによって、特に長期間飼養する動物が単調な生活を送ることを避けられるようにすることが望ましい。

ケージ等の中においても、個体が自由に好きな場所を選択できるよう、習性に合わせて様々な場所や設備(隠れ場所、クッション、ベッド、遊具、猫であれば上下運動ができる設備や爪とぎ等)を工夫する。

📖【参考】ケージ等の中の設備等の配置

ケージ等の中には、トイレ、えさ場(給餌・給水器)、寝る場所、隠れ場所等の設備を配置することが想定されるが、トイレは、えさ場(給餌・給水器)や寝る場所と離して配置することが個体の健康や衛生面等から望ましい。

📖【参考】傷病個体や繁殖時のケージ等

傷病個体や繁殖時のケージ等については、それぞれ以下の点に留意して飼養管理を行うことが望ましい。

傷病個体の場合は、個体の状態(異変等)が観察しやすいように目の届くところにケージ等を設置することや、感染症の疑いがある場合は、他の個体等に感染しないよう隔離できる場所にケージ等を設置するといった配慮を行う。

繁殖時は、特に親犬・猫が神経質になることがあるため、あまり人目につかない静かな場所にケージ等を設置することや、離乳期に近づき大きくなった子犬・猫が親犬・猫を攻撃(乳房を噛んでしまう等)することを防ぐため、親犬・猫が子犬・猫と適度な距離を保てるようなケージ等の工夫(逃げられるように十分な広さを設ける、逃げ場となるように段差や柵を設ける等)するといった配慮を行う。

2.動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

- 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員が飼養又は保管をする頭数の上限は、1人当たり犬については20頭(うち繁殖犬は15頭)、1人当たり猫については30頭(うち繁殖猫は25頭)とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合は別表に定める。

趣旨

動物の飼養保管及び飼養施設・飼養設備の管理を適切に行うためには、取り扱う動物の種類及び数、事業内容等に応じて、適正な数の職員を配置する必要がある。

1人当たりの飼養保管頭数が多くなると、個体の飼養保管や施設の維持管理が行き届かない傾向があるため、清掃、給餌、健康チェック、運動、触れ合い活動等の適切な飼養保管を行う時間を確保する必要がある。

以上を踏まえ、犬・猫の飼養保管に従事する職員の数(以下「員数」という。)について、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間をもとに具体化したもの。

チェックポイント

- 飼養保管に従事する職員数の常勤換算の方法を理解し、算出している。
- 職員数が正しいか確認を行うために必要な書類を作成している。
- 飼養保管を行う犬猫(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)の頭数は何頭か把握している。このうち繁殖犬猫の頭数を把握している。
- 算出した職員数に対応する飼養保管頭数(親と同居する子犬子猫、繁殖引退犬猫を除く)が上限を超えていない。

解説

〈常勤、常勤の職員が勤務すべき時間数〉

「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている「常勤の職員が勤務すべき時間数」に達していることをいうものである。ここでいう「常勤」に該当するかどうかは、雇用契約上の正規・非正規かは関係がない。

「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、労働基準法に定める法定労働時間(1日8時間以内、1週40時間以内)の制約内で事業者が決めるものであるが、員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は、法定労働時間の上限である週40時間とすること。これは、適切な飼養管理の為に必要な人員を配置するという員数規定の趣旨を踏まえつつ、規制全体の公平性を保ち、効率的な管理を行うため週単位で考えるものとする。

〈常勤の職員以外の職員〉

「常勤の職員以外の職員」とは、勤務延時間数(記録上、当該事業所の業務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数)が「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)未満の労働形態である。「常勤の職員以外の職員」を員数の算出上どのように組み込むかについては、「常勤の職員以外の職員」に該当する職員それぞれの勤務延時間数の総数(週単位)を「常勤の職員が勤務すべき時間数」(40時間)で割った数値を員数として換算する。これを「常勤換算」と呼ぶ。

なお、「常勤換算」を行った際の数値に整数未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数値を員数とする。

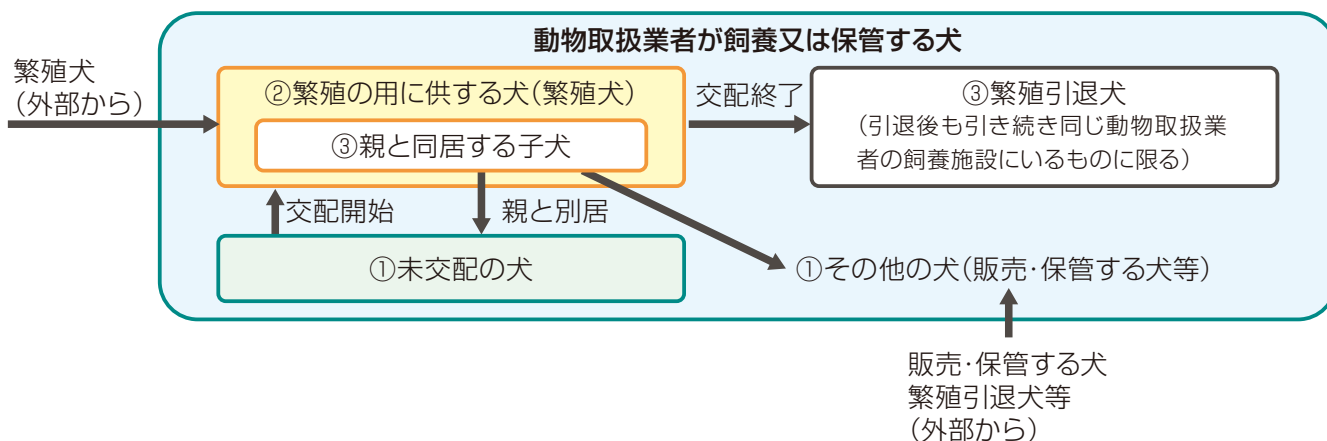
なお、個人事業主やボランティア等についても同様の考え方に基づいて員数を算出すること。

〈職員1人当たりの飼養保管頭数の考え方〉

職員1人当たりの飼養保管頭数の上限は、1頭当たりの飼養保管に要する平均的な作業時間から職員1人当たりが管理できる頭数を算出し、これをもとに、犬については20頭(うち繁殖犬は15頭)、猫については30頭(うち繁殖猫は25頭)とそれぞれ定められている。繁殖を行う場合は、繁殖に関係する管理作業が追加的に必要になることを考慮して、繁殖の用に供する犬・猫の頭数の上限は別に定めている。なお、この頭数には親と同居する子犬・子猫の頭数は含まない。これは、産子数は予測不可能であるため、また、繁殖に関係する管理作業に、子犬・子猫の世話に要する時間を含めているためである。さらに、親兄弟との同居により、社会化が促されることも考慮している。子犬・子猫については、親と離れた時点で1人当たりの飼養保管頭数に含まれる。

「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。繁殖の用に供することをやめ、販売の用に供さない犬猫(以下「繁殖引退犬猫」という。)の頭数は、業として扱うものではないことから、1人当たりの飼養保管頭数には含まれない。なお、繁殖引退犬猫で員数規定から除外されるものは、当該動物取扱業者の飼養施設にいるものに限られる。

図表9 飼養又は保管をする犬の区分のイメージ図(繁殖を行う場合)



①、②は員数規定の対象になる。

- { 飼養又は保管する犬(1人当たり20頭まで):①+②
- { このうち繁殖の用に供する犬(1人当たり15頭まで):②

③は員数規定の対象外。

〈犬と猫の両方を飼養保管する場合の上限頭数〉

犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表10で説明する。まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の同じ行のうち、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

図表10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
2	2	28	23
3		27	
4	3	26	22
5		25	
6	4	24	21
7		23	
8	5	22	20
9		21	
10	6	20	19
①11		19	
12	7	18	18
13		17	
14	8	16	17
15		15	
16	9	②14	④12
17		13	
18	10	12	11
19		11	
20	11	10	10
		9	
	12	9	9
		8	
	13	8	8
		7	
	14	7	7
		6	
	15	6	6
		5	
	16	5	5
		4	
	17	4	4
		3	
	18	3	3
		2	
	19	2	2
		1	
	20	1	1
		0	
	15	0	0

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

従事する職員数に対する上限頭数の計算方法

員数規定の基準に適合するか確認するため、以下1.~3.の手順に従って職員1人当たりの飼養保管頭数を計算すること。

$$\text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)} = \frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}}$$

手順1. 「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」をもとに員数を算出する。

手順2. 「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」における犬猫の頭数を員数で割り、職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

手順3. 算出した値が基準に適合しているか確認する(犬と猫の両方を飼養保管する場合は、図表10を活用)。

(計算例)

38頭の犬(うち繁殖犬30頭)を飼養する第一種動物取扱業者の場合

手順1. 「図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表」を用いて員数を算出する。

飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表(図表11)の記入例(1週目部分)

勤務形態	氏名	1週目							合計
		1	2	3	4	5	6	7	
		月	火	水	木	金	土	日	
常勤	A	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0			40.0
非常勤	B			8.0	8.0	4.0	8.0	8.0	36.0
非常勤	C	8.0	8.0			4.0	8.0	8.0	36.0
常勤職員の人数									1
非常勤職員の勤務延時間数									72.0
常勤換算方法による人数 (小数点以下切り捨て)		$\frac{\text{非常勤職員の勤務延時間数}}{\text{常勤職員の勤務すべき時間数(40)}}$							1
合計		常勤職員の人数+常勤換算方法の人数							2

常勤職員(週40時間勤務)1名、非常勤職員(週36時間勤務)2名がいる場合、員数は以下のように算出する。

常勤職員の数:1人

非常勤職員の勤務延時間数:36時間+36時間=72時間

常勤換算方法による人数=非常勤職員の勤務延時間数÷常勤職員の勤務すべき時間数

= (36時間+36時間) ÷ 40時間 = 1.8人(小数点以下切捨て)

合計:常勤職員の数+常勤換算方法による人数=1人+1人=2人

員数は2人となる。

手順2. 「図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票」をもとに、当該月初の犬猫の頭数を確認し、員数で割って職員1人当たりの飼養保管頭数を算出する。

犬猫の飼養保管頭数記録票(図表12)の記入例

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	37	37	38									
猫	0	0	0									

※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。

2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬	28	28	30									
猫	0	0	0									

※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。

事業所全体:犬38頭、うち繁殖犬30頭

$$\frac{\text{飼養保管頭数(頭)}}{\text{飼養保管に従事する職員数(人)}} = \text{職員1人当たりの飼養保管頭数(頭/人)}$$

犬:38頭÷2人=19頭/人

うち繁殖犬:30頭÷2人=15頭/人

手順3. 2.の計算結果を上限值と比較し、基準に適合しているか確認する。

犬:19頭/人 < 20頭/人(上限値) → 基準に適合

うち繁殖犬:15頭/人 = 15頭/人(上限値) → 基準に適合

職員数の記録

飼養保管に従事する職員数については、以下の参考様式(図表11)を活用する等の方法によって適切に記録すること。

図表11 飼養又は保管に従事する職員の勤務形態一覧表

勤務形態	氏名	1週目							2週目							3週目							4週目						
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
常勤職員の人数																													
非常勤職員の勤務延長時間数																													
常勤換算方法による人数 (小数点以下切捨て)																													
合計																													

※飼養又は保管に従事する職員について、勤務時間数を記入すること(小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで入力)。

※員数を算出する場合に用いる「常勤の職員が勤務すべき時間数」は週40時間とし、雇用形態に関わらず、週40時間勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」とすること。

※常勤換算方法は、非常勤職員の「週の勤務時間」をすべて足し、「常勤の職員が勤務すべき時間数」(週40時間)で割って算出すること(小数点以下切捨て)。

※勤務延長時間数に算入する時間数は、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数(週40時間)を上限とする。

他の書類により、勤務形態、氏名及び勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって代替して差し支えない。

ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあつては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。

〈職員数の記録に当たっての留意事項〉

- 複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱い:

員数を計算する際は、飼養施設を伴う事業所の単位で見えていくこととなる。複数の事業所にまたがって業務に従事する職員は、複数の事業所全てにおいて員数1として計上することはできない。例えば、A事業所の常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の場合、A事業所のみで働く常勤職員の「一郎さん」は員数1として計上されるが、A事業所とB事業所とC事業所で働くエリア職の常勤職員の「次郎さん」は、A事業所において員数1とは計上できない。この場合、「次郎さん」は「常勤換算」の考え方を準用してA、B、Cの各事業所における勤務時間数を元に、各事業所における勤務時間を別々に扱い、事業所単位で員数の数値を算出することとする。

なお、自治体による員数の確認に当たっては、事業者側は参考様式等の書面により、各事業所における員数規定の遵守状況を示す必要がある。

- 同一事業所で販売業務や複数業種に従事する職員の扱い:

ペットショップ等、同一事業所において、職員が犬・猫の飼養保管業務のほか、販売業務等も兼務することが想定される。

員数規定の計算の際、「接客のみに従事している販売員」は、動物の飼養又は保管に従事する職員には含めない。

また、販売業と保管業等、異なる業種について、同一事業所で登録を行っている場合は、当該事業所で従事する職員は、複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱いに準じ、それぞれの業種ごとについて員数を計算することとする。

- 営業日数が少ない場合:

また、ペットサロン等動物を一時的に保管する業形態のうち、営業時間が週40時間に満たず、常勤の職員が勤務すべき時間数を40時間と設定することが著しく不合理な場合にあっては、その営業時間に応じて、頭数に見合った人員を確保すること。例えば、週に2日間営業(1日8時間)する場合は、常勤換算の考え方を準ずれば、「常勤」は2日間(1日8時間)勤務する職員とし、「非常勤」の勤務延時間数を割る数は、16時間として常勤換算を行うなどの運用が考えられる。

飼養保管頭数の記録

飼養又は保管をする犬猫の頭数については、以下の参考様式(図表12)を活用する等の方法によって適切に記録すること。

図表12 犬猫の飼養保管頭数記録票

1 飼養又は保管をする犬猫の頭数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												
※親と同居する子犬又は子猫の頭数、繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。												
2 1のうち繁殖の用に供する犬猫の頭数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬												
猫												
※「繁殖の用に供する」とは、交配すなわち「繁殖実施状況記録台帳」への記載が行われていることを指す。												

なお、飼養又は保管をする犬猫の頭数に関しては、以下の各種帳簿等とも整合が図られるよう留意すること。

- 第一種動物取扱業のうち犬又は猫を取り扱う動物販売業者等(動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者)の動物に関する帳簿(動物愛護管理法第21条の5第1項関係)
- 動物販売業者等定期報告届出書(動物愛護管理法第21条の5第2項関係)
- 犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿(動物愛護管理法施行規則第10条の10関係)

◆より理想的な飼養管理に向けて

📖【参考】職員の能力の向上

員数規定は、適切な飼養管理を行うためには一定数の職員を配置することが必要であるとの考えの下、必要と考えられる員数を具体的な数値で示したものである。よりよい動物の飼養管理の実現のためには、1頭1頭の飼養管理により長い時間をかけ、丁寧に世話をすることに加え、職員の知識及び能力等の向上により飼養管理の質を高めることも重要である。

これらは、販売等される犬猫は言うまでもなく、繁殖の用に供する犬猫についても、しつけ、トイレトレーニング等も含めた飼養管理を行うことで、適切な社会化を図り、繁殖を引退した後、一般家庭等への譲渡が進みやすくなることが期待される。繁殖引退犬猫の譲渡適性の向上は、その動物が家庭においてストレスなく適正に飼養されるうえで不可欠であり、また、動物取扱業の持続可能性の向上に資する取組のひとつとして重要である。

3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

趣旨

犬猫の健康・安全の確保のためには、その品種、習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。犬猫は、品種ごとに生理的特性等が異なる部分もあり、また、同じ品種であっても、年齢や疾患等の健康状態が異なる場合もあることから、品種だけでなく個体の状態に応じて、適切な温度・湿度の確保を行うことが必要となる。このように個体の状態に応じた適切な管理を促すため、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うことが義務付けられる。また、臭気等によって犬猫の飼養環境や、周辺的生活環境を損なわないよう清潔にすることが義務付けられる。さらに自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、夜間に休息を確保するため、自然採光又は照明により日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理することが義務付けられる。

これらの環境の管理に関する事項は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしている。

チェックポイント

- 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)

解説

温度・湿度の管理の基準

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

〈低温・高温により健康に支障が生じる状態〉

品種ごとに習性や生理が異なるだけでなく、個体によって温度や湿度等の環境への適応力も異なることから、基準は、動物の健康に支障が出るおそれがある状態(低温時や高温時に動物に発現する状態)を禁止するものとなっている。図表13のような暑さ、寒さに対する犬猫の状態が生じるおそれがないようにする義務があり、このような状態が見られれば、基準違反となる。個体の状態をよく観察し、温度・湿度を調整する必要がある。また、登録申請、届出時において、空調設備の配置を確認することになっており、屋外施設(運動場等)を除き、エアコン・換気扇等の空調設備の設置が必要である。温度・湿度の管理に加えて、空調設備等を用いた適切な換気を行うことは感染症予防等の衛生環境の維持や、アンモニア等の臭気の防止の点からも重要であり、換気扇があっても施設に見合った換気能力がない場合やほこりがたまって機能していない場合は、適切な空調設備の設置が必要である。

図表13 暑さ、寒さに対する犬猫の状態

暑さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 運動をしていないのにパンティング(ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる行為)をしていたり、呼吸が浅く早くなったりする ● よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈 	<p>犬は暑い時、ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる(パンティング)、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、水をたくさん飲む等の行動をとって体温調節を行う。熱中症の初期症状として、パンティング、よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈などがある。重篤化すると虚脱(ぐったりとして意識がない)、嘔吐、下痢、ふるえ、意識消失、けいれん発作、ARDS(急性呼吸促進症候群)などを生じる場合もある。</p>
暑さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 開口呼吸(猫は通常口を開けて呼吸しないため、そのような状態が見られたら危険) ● 呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん 	<p>猫は暑い時、日陰や涼しい場所に移動する、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、地肌をなめて体の表面を濡らして体温を蒸散させる、パンティングする等の行動をとって体温調節を行う。暑い部屋や車内に閉じ込められる等自由に涼しい場所に移動できない状況では熱中症のリスクがある。熱中症の症状として、呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん、意識混濁、意識喪失といった経過をたどって重症化する。</p>
寒さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 体を小さく縮めたり、小刻みに震えたりする 	<p>犬は寒い時、体を小さく縮めたり、小刻みにブルブル震えたりして、体温の低下を抑える行動をとる。また、水の摂取量が減ることもある。</p>
寒さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 体を丸めたり、震わせたりする ● 怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて体をふくらませる 	<p>猫は寒い時、丸くなったり、体を震わせたりする。また、怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて身体をふくらませるなどして体温の低下を抑える行動をとる。</p>

〈温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理〉

犬猫の品種や習性や個体ごとの身体的な特徴、年齢、疾病等の健康状態により必要な温度・湿度管理は異なるが、飼養施設に温度計と湿度計を備え付け、個体の状態に合わせた適正な管理を行う義務がある。一般的に、犬猫の飼養を行う場合は、エアコン等の室温を通年で20～23℃前後に設定することが基本となるが、暑さに弱い個体(ダブルコート、短頭種の犬、肥満等)の場合、特に熱中症に注意し、夏場はより涼しく保つ必要がある。逆に、寒さに弱い個体(シングルコート、幼齢、高齢等)の場合は、低体温を防ぐため、室温を高め設定する等の個体の状態に合わせた管理が必要である。また、湿度は50%前後が推奨されるが、温度・湿度ともに高い環境では熱中症になりやすいため、夏場に室温が高い場合は湿度を下げるように管理する等、季節変化や施設の状況も踏まえた管理を行い、基準違反となる動物の健康に支障が生じるおそれを生じさせないことが必要となる。

【参考】適切な温度管理のための情報

【寒冷・温暖地域に適した犬種の例】

アラスカン・マラミュート、サモエド、シベリアン・ハスキー、セント・バーナード、チャウ・チャウ、秋田犬など寒い地域が原産の犬種は大型犬に多く寒さに強い傾向がある。このような犬種は下毛の生える「ダブルコート」という二重構造の被毛を持っており冬の保温性があるが、夏の暑さには弱いため注意が必要である。他方、比較的暖かい地域で作出・改良されてきたプードルなどは、「シングルコート」で、こういった犬種は寒さに弱い傾向がある。

【体温調整が難しい犬の例】

犬の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。体温調節が困難な犬種として、鼻が低い短頭犬のブルドッグ、シー・ズー、バグ、ボストン・テリアなどが挙げられる。これらの犬は口腔の面積が狭く、呼吸がしづらいため唾液を気化して熱を逃すのが苦手である。また、成長途中の子犬、身体機能が低下している高齢犬、病気などで免疫力や体力が低下している犬は体温調節が困難な場合がある。このほか、肥満気味の犬は脂肪によって体内に熱がこもりやすく、首のまわりの脂肪によって呼吸機能が低下し、呼吸による体温調節が難しくなる。

【寒冷・温暖地域に適した猫種の例】

一般的に猫は寒さに弱い動物と言われるが、サイベリアンやノルウェー・ジャンフォレストキャットなど寒い地域が原産の猫は、比較的寒さに強いと言われており、いずれも毛が「ダブルコート」で密に生えており、体が大きく、寒さに耐えられる体に適応進化してきた猫種である。このため、暑さに注意が必要である。他方、シンガプーラ、シャム、ベンガルなどは特に寒さが苦手とされる。また、スフィンクスのようにほとんど被毛のない猫は、暑さにも寒さにも極めて耐性が低い。

【体温調整が難しい猫の例】

猫の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。ペルシャ、エキゾチック・ショートヘア、ヒマラヤンなど鼻が短く前頭骨から後頭骨までの距離が短いという特徴を持つ短頭種は、特に熱中症に陥りやすい。成長途中の子猫、身体機能が低下している高齢猫、病気などで免疫力や体力が低下している猫は体温調節が困難な場合がある。また、肥満である場合も体温調整が難しい場合がある。

臭気の基準

- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

〈臭気によって環境を損なうことの禁止〉

悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等にある。このため、臭気は、排せつ物の適切な処理、施設の十分な清掃等の施設の管理状態の指標となり、環境を損なわないよう清潔を保つことが義務付けられる。例えば、アンモニア等の数値が悪臭防止法等に基づく基準値を超えているような場合等で、清潔が保たれていない状態であれば、飼養管理基準を満たしていないとみなされ指導の対象となるほか、数値自体がそれほど高くなかったとしても、飼養施設における衛生管理の状態を総合的に判断し、清潔が保たれていない状態や、生活環境が損なわれるような状態であれば、指導の対象となる。

〈悪臭防止法について〉

動物の糞尿から発生する臭気の原因である、アンモニア(し尿のような臭い)とメチルメルカプタン(腐った玉ネギのような臭い)は、悪臭防止法における「特定悪臭物質」に指定されている。悪臭防止法は都道府県や市が指定する規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められる。例えば、アンモニアであれば、図表14で示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

飼養施設においては、これらの数値を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保つ必要がある。

図表14 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度(単位ppm)		
(臭気強度)	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

(出所)環境省「臭気対策行政ガイドブック」(平成14年4月)を参考に作成。

※悪臭防止法における「臭気強度」とは、悪臭防止法における規制基準を定めるための基本的な考え方(臭気強度表示法)により、においの程度を6段階に数値化したもの。

【参考】臭気の測定方法

嗅覚は同じ環境にいると鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。

臭気(アンモニア)については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

1) 検知管

検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器(ガラス管)である。検知管には、測定対象の気体(この場合はアンモニア)に対する変色反応を示す薬剤(検知剤)が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。

気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。

検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない(使い捨てで使用する)。

2) ガス検知器

ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。

対象のガス(この場合はアンモニア)を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。

ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

光環境の管理の基準

- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

〈日長変化に応じた光環境の管理〉

自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境を管理することが義務付けられるが、照明の時間を日の出と日の入り時刻に完全に一致させる必要があるという趣旨ではない。例えば、日没後に営業をする場合は、その分、早朝から明るくならないように管理をするなど、昼夜の長さに着目した管理を義務付け、夜間の休息を確保し、照明による猫の人為的な発情促進を防ぐものである。

猫については、日が長くなると発情するため、明るい時間を長くすることで発情を促すことが可能だが、そのような目的で照明の点灯時間を操作し、人為的に出産回数を増加させることは認められない。猫は生理的には年3回程度繁殖が可能だが、日が短くなると発情しなくなること、妊娠期間(63日程度)と授乳期間に加えて販売される子猫の日齢(56日齢)に係る規制が適用される期間等があることを考慮すると、繁殖と子育てに成功した場合は、年3回のサイクルで繁殖することは難しい。このため、年2回を超える繁殖が普通に見られる場合は、適正な光環境の管理が行われていないものとして、勧告や命令の対象になる場合がある。(猫の繁殖生理については、P43「【参考】犬と猫の繁殖生理」において解説)

【参考】日長変化(昼夜の長さの季節変化)の基礎情報

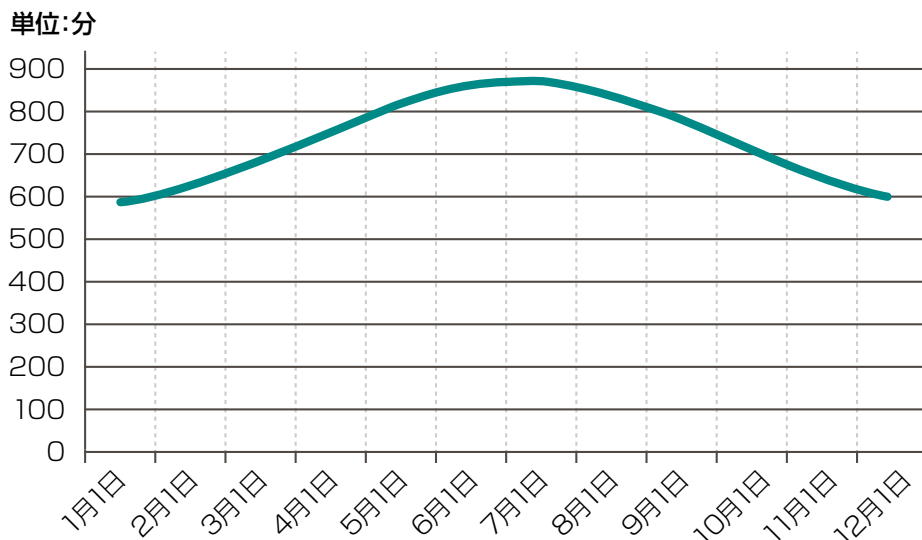
参考情報として図表15に東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)を示す。これは日の出から日の入り時刻までの日長時間(昼の長さ)の推移を算出したものであり、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境の管理の目安となる。

図表15 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)

日にち	日長時間(昼の長さ)
1月1日	9時間48分
2月1日	10時間27分
3月1日	11時間25分
4月1日	12時間35分
5月1日	13時間38分
6月1日	14時間25分
7月1日	14時間33分
8月1日	13時間58分
9月1日	12時間57分
10月1日	11時間50分
11月1日	10時間44分
12月1日	9時間57分

出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>)

図表16 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)



出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>) (図表15を図示化)

4.動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

趣旨

犬猫の健康・安全を保持するためには、日常的に心身の健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、定期的に健康状態を把握する必要がある。また、疾病や傷害があった場合には、速やかに獣医師による診療等の必要な処置を行うことが求められる。

このため、健康状態を確認する方法として、獣医師による毎年1回以上の健康診断が義務付けられる。

また、繁殖個体は、雌雄ともに健康診断の際に、繁殖に係る項目(帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等)についても、診断を受けることが義務付けられる。これらの結果を記載した診断書は、5年間保存することも義務付けられる。

なお、改正法により獣医師に対する虐待に関する通報が義務付けられたが、定期的に健康診断を実施することで、虐待が疑われるような状態である場合にも、獣医師による発見が可能になる。

チェックポイント

- 毎年1回以上健康診断を実施している。
- 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- 健康診断の診断書を5年間保管している。

解説

〈健康診断の義務付けの対象となる個体の範囲〉

健康診断の義務付けの対象は、1年以上継続して飼養を行う犬猫となる。繁殖に供する個体のみならず、販売のために1年以上飼養する個体、展示業(猫カフェ等)、貸出業(動物レンタル等)、譲受飼養業(老犬ホーム等)においても、1年以上飼養する個体は対象となる。

〈健康診断に係る義務付けの内容〉

健康診断は、毎年1回以上受診することが義務付けられる。また、繁殖に供する個体は雌雄どちらも、健康診断の際に、引き続き繁殖が可能な健康状態にあるかどうかを判断するための診断を受けさせることも義務付けられる。

健康診断は、獣医師の診療及び獣医学的な判断に基づき、必要な検査を行う。個体の年齢や基礎疾患の有無等の健康状態により、必要な検査項目は異なるため、獣医師に相談の上、その個体に合った内容の健康診断を受診することが必要である。適切な内容で健康状態を獣医師に診断してもらうために、診断書の参考例も示しているが、必ずしもこの様式に則る必要があるものではなく、状況に応じて活用いただけるものとなっている(本基準においては、獣医師法に基づく診断書の交付を受けることを義務づけるものであるため、様式までは問わない)。内容として、基本的には、触診、視診等により全般的な健康状態を把握することを想定しているが、個体の状況に応じて、さらに詳細な診断が必要な場合は、一般的な健康診断項目とその目的の例(図表17)に示した項目等も参照の上、獣医師と相談して健康診断を実施する。

健康診断の結果、病気やケガ等、治療が必要な場合は、速やかに必要な処置を行うことが必要である。これは、疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかった場合は、この規定に違反するためである。

診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
身体の確認	全身(被毛の状態、削瘦や肥満がないか等)		
	眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)		
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等)		
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)		
生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)			
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

【参考】一般的な健康診断項目とその目的(例)

図表17 一般的な健康診断項目とその目的(例)

健康診断項目		目的
身体検査	体重測定 ・BCSの確認	体重の増減を確認し、体重の増加による身体への負担や、過剰な体重減少による健康状態の悪化の有無を確認。
	視診	動物の外見を見ることで、耳・目・鼻・口や皮膚などにおける異常の有無を確認。
	触診	動物に触れることで、体の表面や骨格、関節の異常や、腹部等におけるしこりなどの有無、痛みの有無などを確認。
	聴診	聴診器で動物の胴体の音を聞くことで、心臓や呼吸器、腸の動き等の異常の有無を確認。
血液検査	血球検査	赤血球、白血球、血小板の状態から、炎症や貧血の有無を確認。
	血液化学検査	腎臓、肝臓等の異常や血糖、蛋白等の異常の有無を確認。
	尿検査	尿の色、比重、pH、蛋白、糖、潜血や沈殿物の状態から、主に泌尿器系の異常の有無を確認。
	糞便検査	寄生虫の有無、消化状態の異常の有無、細胞成分の排出の有無等を確認。

〈獣医師による診断書の交付〉

健康診断の診断書は5年間保存する必要がある。獣医師法において、獣医師には診断書の交付の義務(獣医師法第19条)があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している(このため、台帳等に記載することで代替はできない)。なお、診断書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。また、診断書は個体がその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から5年間保存する義務があるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。

【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法(昭和24年法律第186号)

(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】疾病予防に必要なワクチンの種類

疾病を予防するためには、適切なタイミングにワクチンを接種することが重要である。ワクチンには、全ての動物が接種すべき「コアワクチン」と、感染リスクに応じて接種する「ノンコアワクチン」がある。主なワクチンの種類は、図表18に示すとおりである。接種にあたっては、それぞれのワクチンを組み合わせるとともに、個体の状態やリスクに合わせて接種を行う。

図表18 主なワクチンの種類

動物の種類	コア/ノンコアの別		ワクチンの種類
	コア	ノンコア	
犬	○	—	犬ジステンパー 犬パルボウイルス感染症 犬伝染性肝炎
	○	—	狂犬病
	—	○	レプトスピラ病 パラインフルエンザ感染症
猫	○	—	猫汎白血球減少症 (猫のパルボウイルス感染症)
	○	—	猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症

(資料)(公財)日本獣医学会ホームページを参考に作成。

【参考】予防・駆除が必要な寄生虫と必要な処置

寄生虫は、動物の健康を損ねるだけでなく、人と動物の共通感染症を引き起こす場合もある。そのため、寄生虫の予防はもちろんのこと、寄生虫が発生した場合も、その早期発見・駆除が重要である。

また、ねずみ、はえ、蚊、のみ等の衛生動物は、寄生虫や感染症を媒介し、動物や人の健康被害を引き起こすおそれがあるため、動物を飼養・保管する施設においては、衛生動物の発生及び侵入を防止することが必要である。発生や侵入を認めた場合は、速やかに駆除を行うことが動物の健康維持に必要である。図表19は犬猫の主な寄生虫とその症状、必要な処置を示したものである。

図表19 主な寄生虫と必要な処置

寄生虫の種類		感染する動物		症状	必要な処置
		犬	猫		
内部寄生虫	犬糸状虫 (フィラリア症の原因)	●	○	咳、貧血、栄養低下、呼吸困難、失神、腹水貯留、心肥大、栓塞、皮下浮腫、臓器鬱血、死亡	中間宿主となる蚊の駆除。 犬猫に対しては、蚊の活動時期に合わせた予防薬の投薬。
	イヌ回虫 ネコ回虫	●	●	多くは無症状 子イヌは下痢、腸閉塞、肺炎、気管支炎	糞便検査及び定期的な駆虫薬の投与。
	ウリザネ条虫症	●	●	無症状	中間宿主となるノミやハジラミの駆除。
外部寄生虫	イヌセンコウヒゼンダニ ショウセンコウヒゼンダニ (疥癬症の原因)	●	●	かゆみ、痂皮、皮膚の肥厚、脱毛	ヒゼンダニの駆除。
	ノミ・ダニ	●	●	かゆみ、痛み、他の病原体の媒介等	ノミ・ダニの駆除及び定期的な駆虫薬(予防薬)の投与

(注)○はまれに感染するもの。

(資料)環境省「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」(2007年3月)を参考に作成。

【参考】かかりつけ獣医師の確保

動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感知した際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけの獣医師を確保することが必要である。

かかりつけ獣医師で定期的に健康診断を受診することにより、診断結果記録の継続的な保管が可能になり、個体の成長や健康状態の変遷を確認することができる。

また、かかりつけ獣医師が継続的に動物を診察・検査することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。

5.動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中で展示を行わない時間を設けること。
- 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかかなものに限る)を目視によって観察すること。

趣旨

犬猫の展示・輸送にあたっては、その健康や安全等に配慮して適切に行われる必要がある。犬猫へのストレスを軽減するために展示中の休息や輸送後のアフターケア等に関して基準が具体化された。

展示に関しては、犬猫が自分の意志で、好きな時に休息ができる設備(人目を避け、隠れられるような設備)に自由に移動できることが重要なことから、原則としてこのような状態を確保することとし、それができない場合には、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間以内に少なくとも1回以上の休憩を取ることが義務付けられる。

輸送に関しては、輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の2日間の目視観察が義務付けられる。なお、これまでも販売又は貸出しについては2日間の目視が義務付けられており、同一事業者の施設間の輸送行為に着目して基準が新たに追加されたものである。

チェックポイント

- 犬猫の展示において、以下いずれかの状態を確保している。
 - 休息できる設備に自由に移動できる状態を確保している。
 - 上記ができない場合は、展示が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休息時間)を設けている。
- 飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、観察している。※販売業、貸出業、譲渡業の場合

解説

展示に関する基準

〈休息できる設備に自由に移動できる状態とは〉

「休息できる設備」とは、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、犬猫が十分に休息可能な場所又は設備を指し、「自由に移動できる状態で展示されていること」とは、休息できる場所又は設備に当該犬猫が自由に移動し、休息をとることができるような状態が確保されている展示を指す。(平成28年5月24日付環自総発第1605241号「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」より)

例えば、猫カフェに設置される自由に出入りできる休憩部屋のような設備が想定され、ペットショップにおいても、展示の区画を分けて、人目が避けられる環境に自由に移動できる状態を確保することが必要である。その状態が確保できない場合は以下のとおり、展示を行わない時間(休息時間)を設けることが必要となる。

〈展示を行わない時間について〉

休息できる設備に自由に移動できる状態が確保できない場合は、6時間を超えるごとに展示を行わない時間(休息時間)を設けることが義務付けられる。つまり6時間以上連続した展示は禁止される。「展示を行わない」とは、人目が避けられる環境に移動させること等によって、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、休息等をさせている状態を確保していることを指す。例えば、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗ける状態であったり、たまたま来客がいない時間があったりしても、「展示を行わない時間を設ける」とはみなせない。なお、運動スペースが、展示を行わない場所に設置してあり、そこに移動させる場合は、「展示を行わない時間」と考えてよい。

〈展示を行わない時間(休息時間)の目安〉

個体の状態や展示の状況に応じて、休息に必要な時間が異なるが、通常のペットショップのような形態であれば、少なくとも30分~1時間程度は必要と考えられる。

〈バックヤードの扱い〉

バックヤードも飼養施設の一部であり、ケージ等の基準が適用されるため、そこに移動させて展示を行わない時間を設けることは可能である。ただし、段ボール等の簡易的な設備はケージ等の基準を満たさないため、そのような設備での飼養はできない。

〈展示の基準(休息时间等)の遵守状況の確認方法〉

立入検査等において、休息できる設備に自由に移動できる状態が確保されているか、若しくは展示を行わないための休憩場所が使用できる状態で管理されているかといった状況から確認することが想定される。自治体による指導監督に当たって必要があれば、記録や報告を求めめることも可能である。

輸送後の観察に関する基準

〈基準の対象〉

輸送された犬猫は、輸送先の飼養施設で輸送後2日間以上、下痢やおう吐、手足の麻痺などの状態を目視によって観察することが義務付けられる。飼養施設に輸送された犬猫が対象であるため、この義務は、輸送先の施設で事業を行う事業者(輸送により犬猫を受け入れた事業者等)に課される。また、飼養施設から別の飼養施設に輸送された場合がこの基準の輸送に該当する。これらにより、例えば、移動販売等を実施するのであれば、2日以上前に会場となる飼養施設に輸送し、観察をしてからでなければ販売ができないものである。

〈2日間の考え方〉

2日間は48時間が一つの目安となり、例えば、深夜0時前に到着し、その翌日丸一日を含めただけでは2日間以上とは認められない。

〈観察を行う施設、設備について〉

飼養施設に輸送された犬猫について、2日間以上の観察を義務付けるものであり、観察は登録又は届出を行った飼養施設で実施する必要がある。このため、飼養施設として登録されていない輸送設備(車両等)での観察などでは基準を満たさない。輸送後の観察を義務付けるものであり、観察を終了してからでなければ販売ができないものである。また、犬猫が展示される状態に置かれる場合は、展示の基準(休息等)を満たす必要がある。

〈同一事業者における輸送や業者間取引について〉

これまでも販売又は貸出しを行う場合は2日間以上の目視が義務付けられているが、同一事業者間における輸送時(店舗間移動等)に関する規定がなかったことから基準が置かれたものであり、同一事業者間における輸送や業者間取引についても飼養施設への輸送後2日間以上の観察が必要である。例えば、ペットショップ等のA支店からB支店への輸送においても、B支店で2日間以上目視による観察を行った上で販売しなければならない。

〈観察中に異常(健康上の問題)が認められた場合の措置〉

下痢、おう吐等の症状が見られるような場合は、獣医師の診療等を含む必要な処置を行うことが必要となる。疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかった場合は、この規定に違反することとなる。

〈輸送の方法・設備について〉

輸送設備は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること、十分な広さ及び空間を有したものであること、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つことが義務付けられている。また、輸送中は、動物の状態を目視等により確認できるよう、必要な設備や体制を確保すること、空調設備を備える等により、生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うことも必要である。動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること、衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じることも必要である。

これらの輸送に関する基準は、動物取扱業者自身が輸送を行う場合に限らず、輸送業者等に輸送を依頼する場合においても、動物取扱業者の責任において、基準を満たす状態を確保できる輸送業者や輸送方法等を選択する必要がある。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】展示の際の配慮事項

長時間にわたる展示は人目にさらされることも多くなり、明るすぎる照明や動物販売店等で展示ケースのガラスが叩かれることも犬猫へのストレスとなる。

休憩場所には、新鮮な給水があり、クッションや毛布、おもちゃなどで自由に遊べたり、安心して眠れるような設備を備えるといった配慮が必要である。

【参考】輸送時の配慮事項

犬猫は輸送時のストレスによりおう吐、よだれが出る、元気がなくなるなど、乗り物酔い状態になることがあるので、輸送による苦痛や疲労をできるだけ少なくするために、短時間で輸送できる手段を選択することが重要である。目的地までの所要時間をあらかじめよく計算し、最短距離での輸送経路を選択することが原則となる。長時間の輸送では、途中の給水等の必要性もあり、車両の振動等から受けるストレスを和らげるため、適切な休憩時間を設けることも有効である。

また、輸送する前に、輸送する犬猫の健康状態やけがの有無を確認し、必要に応じて獣医師等と相談することが必要である。けが、病気、または体調を崩している場合など、輸送がストレスを与えられられる場合は輸送の対象から外すか、治療等のためやむを得ず輸送する場合には、獣医師等の指導を参考に、輸送時間や気象条件を考慮するなど、十分に注意して行うことが必要になる。特に幼齢個体は、成体以上に温度管理が重要であり、新しい環境に移動することのストレス等にも十分に配慮する必要がある。

輸送後は、2日間の観察義務があるが、この期間に個体の状態に異常等が見られないか、普段より頻度を上げてよく観察することが重要である。

6.動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定 その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- 犬:雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 猫:雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

趣旨

繁殖に関する基準は、みだりに繁殖させることによる母体への過度の負担を避けるため、犬猫の繁殖生理の特徴(発情サイクルの違い等)に配慮し、個体ごとの繁殖生理に合わせた管理と、獣医師の診断に基づき繁殖に適さない犬猫の繁殖をさせないことを義務付けるものである。

チェックポイント

- 交配する繁殖個体は6歳以下である(生涯出産回数が少ない個体の条件を満たす場合は7歳以下)。
- 犬の出産回数は6回を超えていない。
- 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記録し、5年間保管している。
- 帝王切開を実施した場合は、獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管している。
- 雌雄ともに獣医師の診断結果に従って繁殖している。(繁殖に適さない個体を繁殖させていないかを繁殖実施状況記録台帳と診断書により確認する。)

解説

〈交配年齢上限と生涯出産回数について〉

年齢の規定については、加齢により母体に負担がかかることを防ぐものであり、原則として交配終了年齢を6歳(満7歳未満)としている。例外的に生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳(満8歳未満)としているが、これは、個体の特性にあわせた多様な配慮を行うことを妨げることがないように、例えば、若齢のうちに複数回繁殖させて、早めに引退させて譲渡する場合や、終生飼養を前提にある程度の年齢になってから繁殖を始めたり、出産間隔を開けて繁殖させる場合等を考慮したものである。

ただし、例外的に7歳以下まで交配が可能となる場合は、生涯出産回数の証明が必須であり、証明できない場合には、7歳になれば交配を行うことはできない。このため、基準に基づき記載が義務付けられている繁殖実施状況記録台帳に出産回数を正確に記録しておかなければならない。繁殖実施状況記録台帳により、台帳保存期間の5年より前に出産していた場合も累積の繁殖回数は確認できる。なお、台帳が記録されていなかった場合は、基準違反として対応することとなるが、このような事業者は、生涯出産回数の証明ができないため、7歳以下まで交配を可能とする規定は適用されない。

出産回数の規定について、犬は、季節繁殖動物ではなく、個体により6~10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、年齢だけでなく生涯出産回数6回までを基準としている。一方、猫は、季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能である等、繁殖能力が高い動物であるため、年齢を基本とする基準となっている。なお、「3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」において、日長変化に応じた光環境の管理を義務付けることで、照明による猫の人為的な繁殖のコントロールを禁止している。

〈繁殖実施状況記録台帳〉

基準の具体化に伴い繁殖実施状況記録台帳に以下の内容が追加された(図表20)。繁殖の実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保存することが義務付けられているため、この参考様式に示した項目について記録された台帳を5年間保存する必要がある。なお、個体の診断書は、個体がその事業所にいるかどうかに関わらず(例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も)、診断を受けた日から5年間の保存が義務付けられるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。なお、令和4年6月から犬猫等販売事業者におけるマイクロチップ装着義務化がスタートするため、それ以降においては、犬猫に装着されたマイクロチップ情報を読み取って確認できる生年月日と、繁殖実施状況記録台帳に記載された年齢が一致しているかの確認も可能となる。

(追加内容)

- 雌の交配時の年齢
- 雌の生涯出産回数
- 今後繁殖の用に供する可能性(繁殖に供することをやめた年月日)
- 帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること

※自治体による立入検査等においては、これらの記録をもとに繁殖に関する基準の遵守状況を確認する。

図表20 繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳												
第一種動物取扱業の種別 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 貸出し <input type="checkbox"/> 展示 動物の種類												
交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の状 態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康: 疾病等: 死亡等:	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

〈帝王切開について〉

帝王切開については、個体の健康・安全を守るために処置が必要な場合があること、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることを踏まえ、獣医師以外の帝王切開を禁止するとともに、出生証明書の交付と獣医師による今後の繁殖等に関する診断を義務付けし、不適切な帝王切開を防ぐものとなっている。これは、一律に回数や間隔を定めるよりも、個体ごとの繁殖特性や健康状態に配慮した基準であり、個体の状況に合わせた適切な対応を担保するためである。例えば、1回でも帝王切開を行った場合に次回以降の繁殖が禁止されることもあるため、繁殖を行う上では個体の状

態をよく確認し、獣医師の診断内容に従う必要がある。

今後の繁殖の適否に関する診断について、例えば、帝王切開が必要な難産でも胎児失位の場合、次回は正常に分娩できることが多いが、先天的な産道狭窄や陣痛が来ない個体、癒着が起きている個体等で、次回も再び帝王切開となる可能性が高い場合に、個体の状態に応じて、今後の繁殖に適さないといった診断を受けることが想定されるものである。

帝王切開を行った場合は、獣医師から出生証明書と母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存する必要がある。出生証明書については、獣医師法に基づき、獣医師が自ら出産に立ち会った場合でなければ、交付できない。

〈獣医師の診断・繁殖に適さない個体の繁殖禁止について〉

繁殖個体等の1年以上飼養される個体は、雄雌ともに毎年1回の獣医師による健康診断において、繁殖の適否に関する診断を受けることが義務付けられる(4.疾病等に関する基準より)。年齢や出産回数にかかわらず、これらの診断結果に基づき、雌雄を問わず、繁殖に適さない個体の交配は認められない。また、個体の状況に応じて、繁殖に適さない個体(初回発情時に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等)の交配も認められない。

また、犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて、獣医師による診療や、獣医師等による助言を受けることとしている。なお、条文では「獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること」となっているが、ここで言う「獣医師等」の解釈は、診療自体は獣医師が実施するものであるが、動物看護師等から助言を受けることも想定している。診断を求める獣医師については、第三者であること等の所属まで限定するものではないが、適切なかかりつけ獣医師を確保しておくことが重要である。

〈獣医師による出生証明書、診断書の交付〉

獣医師法において、獣医師には出生証明書及び診断書の交付の義務(獣医師法第19条)があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している(このため、台帳等に記載することで代替することはできない。)。なお、出産証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。

【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法(昭和24年法律第186号)
(診断書の交付等)

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。)の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】犬と猫の繁殖生理

犬は季節繁殖動物ではなく、温帯気候の日本では個体により6~10か月の間隔で発情を繰り返す。妊娠して子犬を出産して育てると、次の発情サイクルは子犬を産まないサイクルよりも1.5ヵ月程度遅くなる。一般的に若いときの方が出産が母犬の健康状態の問題になりづらいが、犬種によっては難産で繁殖による母体への負担が大きいものもあり、個体に合わせて無理のないように繁殖計画を立てて実施することが重要である。

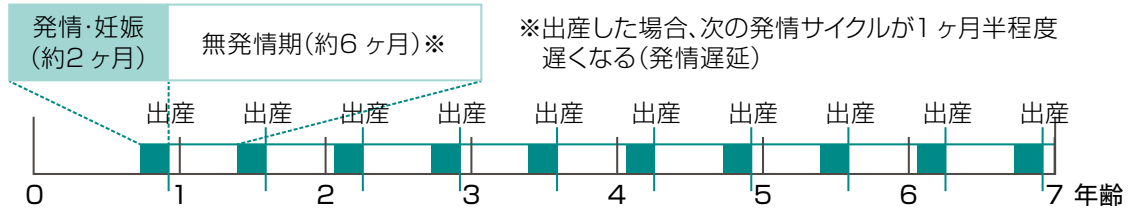
猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度の出産が可能である。地域によるが、例えば東京で自然光だけで飼育すると1月末から8月末までが猫の繁殖シーズンとなる。猫はメラトニンの影響により日が長くなると発情するため、人工的な光によっても繁殖を促すことが可能であるが、通常のサイクルを超えるような繁殖はできない。猫は繁殖によるストレスが少ない動物といわれているが、計画的に繁殖を休ませる等、個体に負担がないような配慮が重要である。

図表21 犬と猫の繁殖サイクル

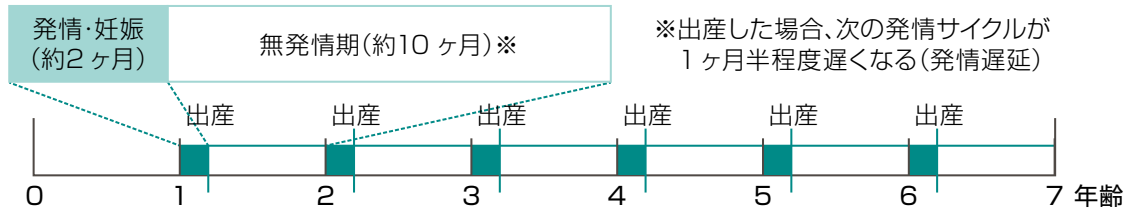
犬の繁殖サイクル(イメージ図)

※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

発情周期が短い(約6ヶ月)個体の場合=約8ヶ月おきに出産



発情周期が長い(約10ヶ月)個体の場合=約12ヶ月おきに出産

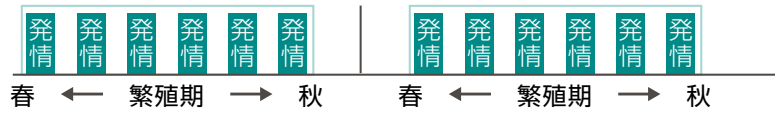


猫の繁殖サイクル(イメージ図)

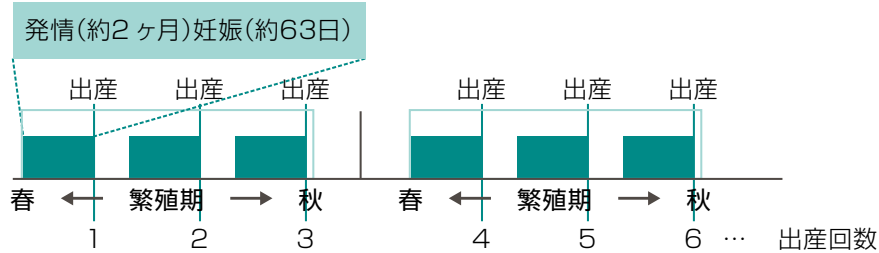
※図は繁殖生理を説明するものであり、基準を満たさない場合があることに留意

〈猫〉季節繁殖動物で自然光で飼育すると1～8月が繁殖季節

妊娠しない限り、発情周期を繰り返す多発情動物



妊娠した場合、離乳後約1週間～2ヶ月で発情が再開



【参考】帝王切開を行う場合

難産など母体の健康・安全を守るために帝王切開が必要な場合があるが、帝王切開は回数の多寡よりも不適切な処置が問題であることから、実施する場合は、適切なタイミングと手技で獣医師によって実施することが必要である。

【参考】遺伝性疾患

犬猫の繁殖では、遺伝性疾患にも注意が必要である。現在のところ原因となる遺伝子が十分に解明されていないものもあるため、遺伝性疾患を減らすには疾患の発症がない個体同士を交配させることや、素因がないか等を確認して交配を行うことが重要である。また、近親交配は似通った遺伝子同士がかけ合わされるため、遺伝性疾患が発生する危険性がさらに高くなることから、近親交配は避けるようにするべきである。例えば、チワワやトイプードル等の小型犬等に見られる膝蓋骨脱臼、進行性網膜萎縮や、スコティッシュ・フォールドの骨軟骨異形成症等が遺伝性疾患として知られている。

7.その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - ▶ 被毛に糞尿等が固着した状態
 - ▶ 体表が毛玉で覆われた状態
 - ▶ 爪が異常に伸びている状態
 - ▶ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

趣旨

犬猫に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、日常の世話を適切に行い、健全に成長できるよう、適切な管理が行われる必要がある。特に、これらの適切な管理が行われていない不適正事業者に厳格に対応するという観点から、動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)の考え方を踏まえて、ネグレクトのおそれ等の問題のある事例で共通して見られるような個体の不適切な状態を直接的に禁止するものである。

また、特に犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化、人とのふれあい等の活動や、環境エンリッチメントの確保の観点から、動物の管理に係る基準を具体化したものとなっている。

チェックポイント

- 犬猫が以下の不適切な状態になっていない(1つでも該当があれば違反)。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態(例えば、糞が毛にこびりついている状態など)
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
 - その他、健康や安全が損なわれるおそれのある状態
- 清潔な水がいつも飲めるようにしてある。
- 分離型のケージ等の場合、1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態にしている。
- 毎日、散歩や遊具を用いた活動等によって、人との触れ合いを行っている。

解説

〈不適切な状態の直接的な禁止〉

動物の行動や状態に着目して評価するというアニマルベースドメジャーの考え方を踏まえ、個体の状態の指標(被毛や爪等の状態)を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にしておくことを禁止するものである。このため、被毛に糞尿等が固着した状態、体表が毛玉で覆われた状態、爪が異常に伸びている状態、その他健康及び安全が損なわれるおそれのある状態のいずれかの状態が確認された場合は、直ちに基準違反として、指導や勧告等の対象となる。さらに個体の状態等によっては、法第44条で禁止する動物虐待に該当し、刑事罰の適用を受ける場合がある。

〈清潔な給水の常時確保〉

犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、清潔な給水の確保が義務付けられる。獣医療行為(CT・MRI検査等)のために、絶食・絶水が必要な場合等の特別な事情がある場合や、ケージの清掃のためにごく短時間、別の場所に移している場合等の一時的な保管については、例外となる。ただし、客観的にこのような事情が判断可能であり、適切な管理下にあるものに限られるため、例えば「飲みすぎてお腹を壊す」「食器を倒し、水浸しにする」といった理由は例外とは認められない。

〈運動スペース内での自由な運動の確保〉

閉じ込め型の飼養を防ぐため、長期間分離型のケージ等で飼養する場合は、1日3時間以上、運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くことが義務付けられる。確認方法としては、立入検査等において、運動スペースの管理状態(常時使用可能な状態となっているか)等から遵守状況を確認することが想定される。この3時間は連続する必要はなく、例えば、個体の状態に応じて、1時間ずつ3回に分ける場合等も可能である。一方、飼養施設内に設置された運動スペースで自由に運動できる状態に置く基準であるため、飼養施設でない公園や散歩等における運動時間は含まれない。

けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となるが、例えば、「脱走するおそれがある」といった理由は、飼養施設自体に逸走防止が義務付けられているため、特別な事情とはいえない。

〈散歩、遊具を用いた活動等の人との触れ合い〉

犬猫は、人との社会的関係が重要な動物であること、一般家庭での飼育が想定される動物であることから、家庭動物として周囲の生活環境に適応するために必要な社会化を促進するため、人との触れ合いを毎日行うことが義務付けられる。個体の状態に応じて必要な触れ合いの時間は異なると考えられるが、個体に合わせて、例えば、体を優しくなでる・さわるなどのハンドリングや、ボール・ぬいぐるみ・猫じゃらし等の遊具を用いて犬猫と触れ合う活動等を実施することを想定している。

けがをして安静が必要な場合等、傷病動物や一時的な保管等の特別な事情がある場合として客観的に判断できる場合は例外となる。

◆より理想的な飼養管理に向けて

【参考】動物の状態評価(アニマルベースドメジャー)

動物が状態を判断する基本的な考え方の一つがアニマルベースドメジャー(animal-based measure: ABM)である。アニマルベースドメジャーは外部からの入力に対する動物の反応または動物への効果として定義され、動物の状態を評価するために活用できる。

この考え方も踏まえ、犬猫の飼養を行う上では、個体の状態をよく観察することが重要である。観察のポイントとしては、外貌(けがや傷、毛づやの状態等)、表情(目、耳、口元、尾等の状態から恐怖、不安、警戒、怒り等が見られないか等)、行動(ストレスに関連する常同行動や無気力、震え等がないか等)を注意して観察することが重要である。

【参考】個体に合わせた飼養管理方法

種や品種の生態や習性、個体の年齢や観察に基づく状態など、個体に合わせた飼養管理を行うことが、動物の心身の健康につながる。品種等の特性に配慮して、定期的なトリミングやブラッシング、シャンプー等を行い、被毛の状態を清潔に維持することや、爪切りを行うことが必要である。さらに、個体が種や品種に特有の本来の行動パターンを飼養環境においてもできる限り発現できるよう環境エンリッチメント(P19)にも配慮することも必要である。

【参考】ネグレクト

動物虐待には、動物を殴る、蹴る等、身体に外傷が生じるまたは生じるおそれのある行為・暴力を加えることや心理的抑圧や恐怖を与えること、酷使といった積極的(意図的な)虐待だけでなく、やらなければならない行為をやらないことも含まれる。これをネグレクトといい、健康管理をしないで放置することや病気を放置すること、世話をしないで放置することなどが含まれる。

【参考】適切な触れ合いや運動の内容

犬の散歩や、遊具(例えば、ボール型やぬいぐるみ型おもちゃ、猫じゃらしなど)を用いて犬猫と遊ぶこと、ハンドリング等の触れ合い活動により犬猫の好奇心を刺激したり、ストレスを発散したりすることが重要である。犬猫の適正な体重や運動量は種類や個体によって異なるが、運動の欲求を満たすとともに、運動不足にならないよう適切に運動を実施することが必要である。

【参考】推奨されるしつけ・訓練方法

しつけや訓練を行う場合には、人と犬猫の双方に安全な「正の強化」を用いた方法が推奨される。「大声で威圧する」「体罰を行う」というような「罰を用いたトレーニング」は犬猫に恐怖心を与え、時として動物の虐待につながることもあるため、避けるべきである。現在は、動物の好ましい行動(人が望む行動)をほめて強化する(その行動がさらに強く多く出るようにする)「正の強化」を用いた方法が推奨されており、しつけや訓練を行う、芸を覚えさせる等の場合は、動物が好ましい行動をとったときに、報酬(食べ物や動物が好むこと)を与えるといよい。


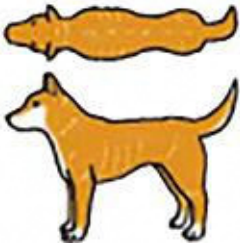
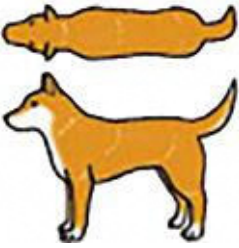
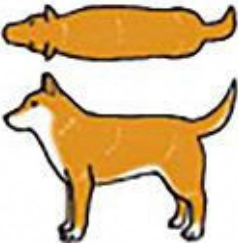
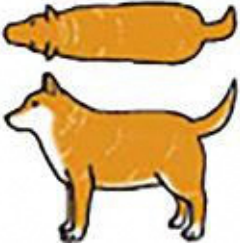
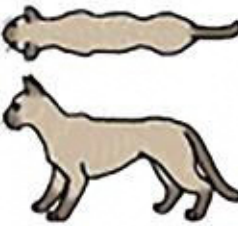
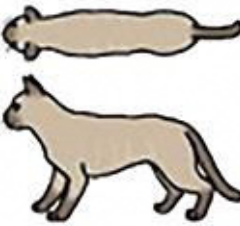
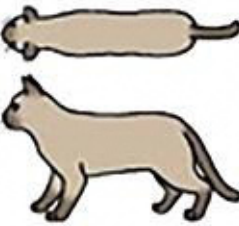
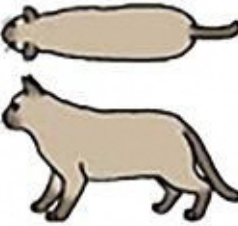
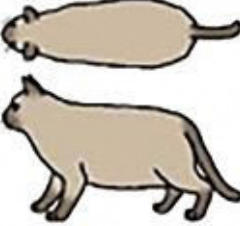
【参考】適切な給餌・給水

給餌・給水は犬猫を飼養する最低条件で、それぞれの個体に合った配慮が必要である。毎日新鮮な餌が食べられるようにすることはもちろん、衛生的に安全なものを準備するとともに、餌や給水器具を清潔に保つようにする。

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア(BCS)がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型(特に脂肪の付き具合)を5段階で評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。痩せていたり、肥満であったりする場合は、餌の量や運動量を調整し、理想体重に近づけることが、犬猫の健康を維持するために重要である。

図表22 犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型

犬や猫のボディコンディションスコア(BCS)と体型 ※この表ではBCSが3の時の体重を理想体重としています。

BCS 1	BCS 2	BCS 3	BCS 4	BCS 5
痩せ	やや痩せ	理想体重	やや肥満	肥満
				
<p>肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。触っても脂肪が分からない。腰のくびれと腹部の吊り上がりが顕著。</p>	<p>肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは顕著で、腹部の吊り上がりも明瞭。</p>	<p>過剰な脂肪の沈着なしに、肋骨に触れる。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれが見られる。横から見て腹部の吊り上がりが見られる。</p>	<p>脂肪の沈着はやや多いが、肋骨は触れる。上から見て腰のくびれは見られるが、顕著ではない。腹部の吊り上がりはやや見られる。</p>	<p>厚い脂肪におおわれて肋骨が容易に触れない。腰椎や尾根部にも脂肪が沈着。腰のくびれはないか、ほとんど見られない。腹部の吊り上がりは見られないか、むしろ垂れ下がっている。</p>
				
<p>肋骨、腰椎、骨盤が外から容易に見える。首が細く、上から見て腰が深くくびれている。横から見て腹腹部の吊り上がりが顕著。脇腹のひだには脂肪がないか、ひだ自体がない。</p>	<p>背骨と肋骨が容易に触れる。上から見て腰のくびれは最小。横から見て腹部の吊り上がりはわずか。</p>	<p>肋骨は触れるが、見ることはできない。上から見て肋骨の後ろに腰のくびれがわずかに見られる。横から見て腹部の吊り上がり、脇腹にひだがある。</p>	<p>肋骨の上に脂肪がわずかに沈着するが、肋骨は容易に触れる。横から見て腹部の吊り上がりはやや丸くなり、脇腹は窪んでいる。脇腹のひだは適量の脂肪で垂れ下がり、歩くと揺れるのに気づく。</p>	<p>肋骨や背骨は厚い脂肪におおわれて容易に触れない。横から見て腹部の吊り上がりは丸く、上から見て腰のくびれはほとんど見られない。脇腹のひだが目立ち、歩くと盛んに揺れる。</p>

4 行政指導・行政処分について

動物取扱業者による動物の適正な取扱いを確保するためには、関係法令に基づく各種の規定を適切に活用し、実態把握や改善指導を効果的に実施していく必要がある。特に、遵守基準を満たしていない不適切な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いて、厳格かつ迅速な対応を図ることにより、動物の健康・安全や地域の生活環境が守られることになる。

ここでは、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言の一環として、特に基準を遵守していない事業者に対する行政指導や行政処分について、その円滑化を図ることを目的に参考となる考え方や手順を示した。

基本的な考え方

1. 行政指導と行政処分

動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」という。)には、動物取扱業者に対して、動物の適正な取扱いを行うために必要な措置をとるための様々な行政指導及び行政処分の規定が用意されている。

同法の規定に基づかない任意の行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的な場合があるが、相手方がこれに従わない場合には法に係る法的効果を生ずることはない。このため、基準を遵守していない不適切な事業者に対しては、法第23条の規定に基づく勧告を速やかに行うことが重要である。ただし、勧告はあくまで行政指導であり行政処分には当たらないため、行政指導に従わないことを持って、直ちに登録の取消しや罰則の適用対象になるものではない。

動物の健康や安全を確保し、周辺的生活環境を保全するといった法の目的に照らせば、比例原則(違反の態様や悪質性の高さに応じて、各種の権限を適切に使い分けること)の遵守に留意しつつ、基準を満たさない不適切な状態を放置することなく、速やかに改善させること、改善する意思がないような悪質な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いた厳格な対応を行うことが必要となる。

このほか、虐待のおそれがある場合や虐待行為に対しては、広く法第25条の規定に基づく指導、助言、勧告、命令、立入検査、報告徴収の規定及び法第44条の直罰規定に基づく虐待等罪が適用される場合もあることから、飼養管理の実態を踏まえてこれらの規定を効果的に活用することが重要である。

2. 行政による迅速な対応の必要性

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、問題のある事業者に対しては勧告を経て、行政処分である命令・登録取消処分等を速やかに行うこと。特に動物が置かれている状態などから緊急を要すると判断される場合や、基準を遵守する意思が見られない悪質な事業者に対しては、躊躇することなく厳正かつ速やかな対応をすることが法の要請するところであり、1.の比例原則も、これを妨げるものではない。

なお、これまでは登録取消処分を行うことにより、行政が立入検査を行う権限の根拠が消滅することが、不適正飼養を継続している事業者への取消処分を困難にしている理由の一つとされてきたところであるが、令和元年の改正により、取消し後の事業者に対する立入検査や勧告等の規定が設けられたことにも留意が必要である。

一部の基準については、経過措置期間が設けられているものの、新たに規定され、令和3年6月1日から施行される犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準等(例えば、体表が毛玉で覆われた状態等)、施行時点から適用される基準を厳正に運用することにより、適正飼養を担保すること。また、従業員の員数(一人あたりの飼養頭数)などの経過措置を定めた基準については、当該基準との乖離が大きい事業者等に対して、経過措置期間中に、基準の内容や適用が始まる期日を周知し、任意で改善計画を提出させるなど、集中的に指導等を行うこと。計画的な改善を行わず、経過措置期間終了時点で当該基準に適合しなかった場合は、直ちに勧告を行い、措置命令、業務の停止、登録の取消し、当該登録を取り消された者に対する通知を行うとともに、必要な場合には、後述する刑事告発などの厳格な対応を行うこと。

また、事業者等が動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄を行った場合に加え、法第23条第4項の規定による措置命令に違反した場合等には、法第44条又は法第46条の罰則が適用されることとなるが、刑事訴訟法第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されていることを踏まえ、捜査機関と十分に連携して、積極的に告発を行うこと。

3. 立入検査について

立入検査は、法第24条の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対して、登録後において申請されたとおりに動物の飼養又は保管が適切に行われているか、飼養管理基準は遵守されているか等を確認する重要な手段である。

立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその意に反して抵抗を排除してまで実施することは認められていないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らして厳正に対処する必要がある。即ち、法第47条第3号に規定されるとおり、法第24条第1項に基づく報告をしない場合や虚偽の報告であった場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則規定があることから、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示して行うことも実効性を高めるために必要である。

なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど、立入検査の拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えなく、法第47条に基づき罰則の対象になり得るものであることから、この場合も、告発を含めた対応を捜査機関と協議の上で進めること。また、検査の実効性を高めるためには、事前の連絡を行わずに抜き打ちでの検査を実施することが有効な場合もあり、法はこれを否定していないことにも留意すること。

4. 行政処分と刑事処分との関係について

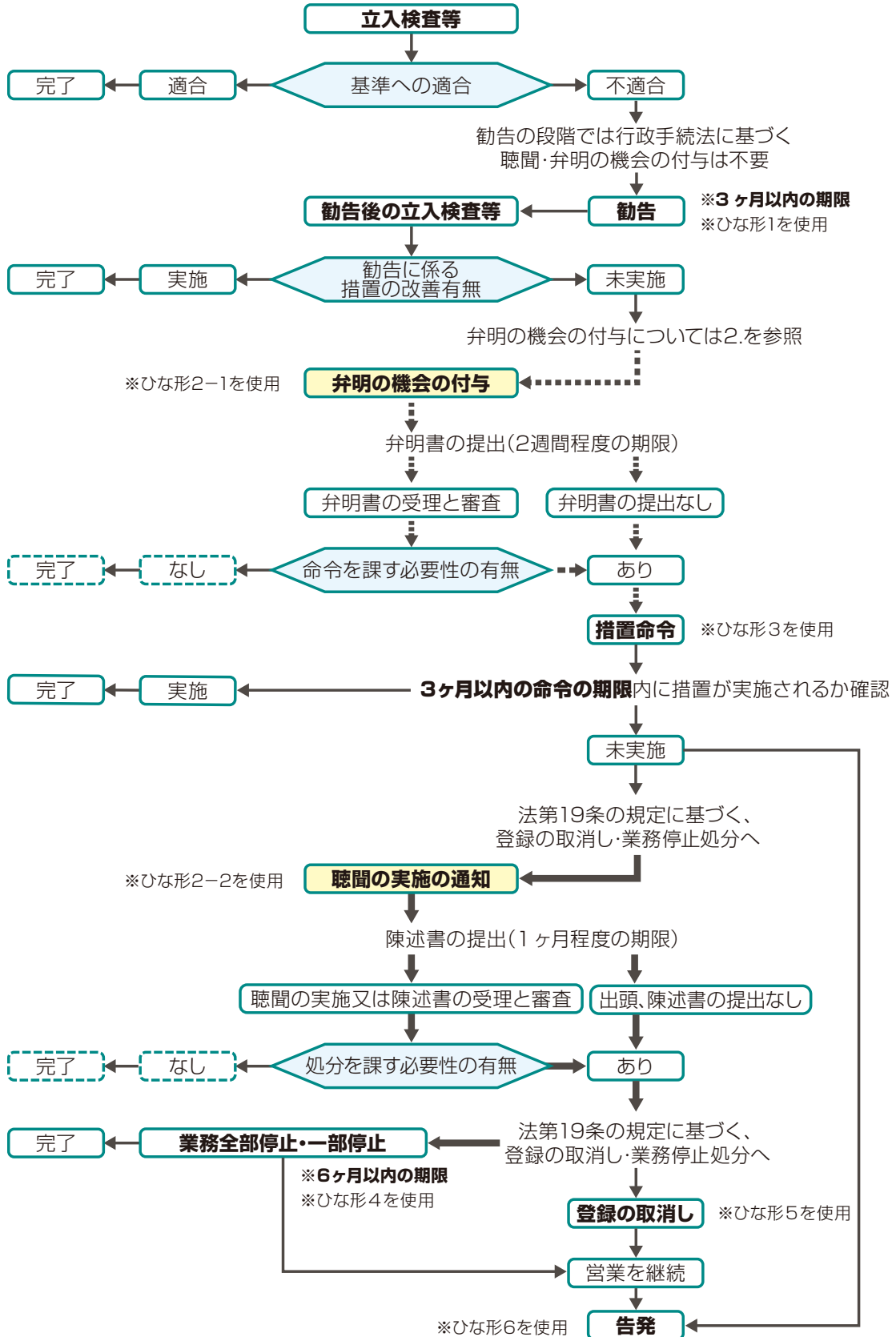
違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、公訴が提起されていることや捜査機関による虐待罪等への対応が継続中であることなどを理由に行政処分を留保する必要はない。行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、それを理由に行政処分を留保することは不適當である。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、動物愛護管理行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、それを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

遵守基準の違反に対する対応

ここでは、まず、法第23条(勧告及び命令)の規定に基づき、第一種動物取扱業者が基準を遵守していない場合に行う勧告(第1項・第2項)、事業者が勧告に係る措置を取らなかった際の措置命令(第4項)、さらにその命令に違反した場合の法第19条第1項の規定に基づく登録の取消し又は業務の全部停止・一部停止を行う場合の標準的な処分フローを示し、関連規定の考え方や留意点について説明している。

1. 処分フロー(太字は法令事項)



※業務の全部停止・一部停止を行う場合には、太矢印 → を上段の弁明の機会の付与の太点線矢印 ⇨⇨ に置き換える

図表23 立入検査等～勧告に係る条項、処分方法等

違反の内容	<p>第一種動物取扱業者が法第21条第1項又は第4項の基準を遵守していないと認めるとき(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(同条第2項第1号) ● 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項(同第2号) ● 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項(同第6号)
対応の方法	<p>●法第23条第1項に基づく勧告</p> <p>第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>勧告の期限は3ヶ月以内(法第23条第5項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限で勧告することができる。</p> <p>(勧告の文書ひな形1)</p>
罰則規定	なし

※勧告・命令の内容には、遵守基準を満たさない事項を基準に適合させる内容のほか、例えば繁殖の回数や年齢に係る違反行為など既に行われた違反行為を踏まえ、適正な繁殖計画を検討させること、母体の健康管理のために繁殖に用いた個体の健康診断を受診させること、母体の健康増進のための措置を取るといった内容も検討しうる。この場合も、命令に従わない場合に、業務の停止、登録の取消し、告発を行うなどの考え方に違いはない。

図表24 勧告後の立入検査等～措置命令・業務の停止・登録の取消しに係る条項、処分方法等

違反の内容	<p>第一種動物取扱業者(犬猫等販売業者を含む)が法第23条第1項又は第2項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項として、ケージのサイズ等を改善しなかつた場合 ● 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項として、頭数、従業者数を改善しなかつた場合 ● 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項として、繁殖実施状況記録台帳が備わっていなかつたところ、勧告後も作成されていない場合
処分の方法	<p>●法第23条第4項に基づく措置命令</p> <p>第一種動物取扱業者(犬猫等販売業者を含む)が法第23条第1項又は第2項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた時は、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この処分の期限は3ヶ月以内(法第23条第5項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限を定めて命令することができる。</p> <p>(命令の文書ひな形3)</p> <p>措置命令又は業務の全部停止・一部停止を命じようとする場合には、原則として、弁明の機会の付与(行政手続法第13条第1項第2号)の手続を経る必要があるが、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、弁明手続を執ることができないときは、例外的に、当該手続を執る必要はない(同法第13条第2項第1号)。ただし、その判断は慎重に行うべきであり、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めること。</p> <p>なお、弁明の機会の付与の期間は、通常、2週間程度を目安とするが、命令の緊急性やその内容に応じて期間の設定を個別に判断すること。</p> <p>また、登録の取消しを行おうとする際には、聴聞(同法第13条第1項第1号)を行</p>

	<p>うこと。聴聞は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができるが、この場合の期間も弁明の機会の付与の期間と同様に判断すること。</p> <p>(弁明の機会を付与するための文書ひな形2-1) (聴聞の通知のための文書ひな形2-2)</p> <p>●法第19条第1項第6号に基づく登録の取り消し、業務の停止 以上の手続を実施した上で、なお当該第一種動物取扱業者による違反状態が認められる場合には、登録の取消し、6ヶ月以内の業務の全部停止若しくは一部停止を命ずることができる。</p> <p>(業務停止の文書ひな形4、登録の取消しの通知文書ひな形5)</p>
罰則規定	<p>個人:100万円以下の罰金(法第46条第4号)に処する。</p> <p>法人:100万円以下の罰金(法第48条第2号)に処する(行為者個人を罰するとともに、その法人に対しても罰金刑が科される)。</p> <p>(告発の文書ひな形6)</p>

2. 弁明の機会の付与に際しての注意点

(1) 弁明の機会の付与通知

ポイント

- 「措置命令」及び「業務の全部停止・一部停止」の処分を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。
- 特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。

弁明の機会を付与する際は、書面による通知を行い、事業者からの弁明も、通常、書面により行わせる。この際、証拠書類の提出も可能である。弁明の機会の付与の期間(弁明の提出期限等)は、相当な期間をおくこととされており、通常2週間程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。具体的には、基準に違反している事業者に対する措置命令を行おうとする際は、客観的な基準違反が明らかな状況であり、弁明の機会の付与により確認するのは、違反に係る正当な理由の有無が中心となるため、弁明の機会の付与の期間としてさほどの長期間は必要ない。一方、業務の停止命令を行おうとする場合には、事業者の弁明内容は多岐に渡ることが想定される。これらを踏まえ、弁明手続の期間は、2週間程度を目安にしつつ、必要に応じて若干の変更を考慮しても問題はない。

なお、公益上、緊急を要する場合に、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができるが、違反の内容が悪質であり、真に急を要する場合に限り当該条項による対応を行うことが望ましく、例えば、病気やケガに対して必要な処置が行われていない、寒さ・暑さにより動物の健康に支障が生じている、適切な給餌・給水が行われていないといったことにより動物の生命に危険が生じている場合などが想定される。いずれにしても、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めることが原則となる。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

(2) 弁明書の受理

弁明書は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、弁明書が行政庁の窓口へ到達した時点で受理したこととなる。なお、弁明書が提出されない場合には、提出期限が到来した時点で弁明がなかったものとして取り扱うことができる。

(3) 事実の確認、審査

行政庁は、弁明の機会の付与を通知した時点で、事業者に対して措置命令を講じようとする方針を決定し、その旨を明らかにしていることになる。弁明書の確認、審査においては、行政庁の当該決定に誤りがないことや、事業者の違反行為に係る正当な理由(例えば、勧告後に事業者本人や飼養施設が被災し、勧告に係る措置を実施できなかったなど)がないことを確認するため、行政庁が判断するに至った根拠や経緯について間違いがなかったか等の観点から審査を行う。特に以下の観点から、事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

- 行政庁側が承知していなかった事実が記されていないか
 - 行政庁側が記した理由等に合理的な根拠を示した反論が記載されていないか
- 業務の全部停止・一部停止は、事業者にとってより重大な不利益処分であり、また、取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)に発展する可能性も高いことから、これらの事実関係については特に慎重な判断が必要となる。
- 弁明書に記載されたことの事実確認のために、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

(4)速やかな命令の実施

弁明書において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、命令を科すための手続を開始する。弁明書の提出後、事実の確認、審査、命令までの一連の対応を速やかに行うこと。

仮に命令の発出前に法第16条第1項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第17条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第24条の2の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(P.62 その他の行政指導・行政処分の手順等3.を参照)。

3.聴聞の実施に際しての注意点

(1)聴聞の通知

ポイント

- 「登録の取消し」の際には「聴聞」を実施する。

聴聞を行う際は、書面による通知を行い、その中で、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること、又は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出できること、また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求められることができることを教示しなければならない。通知から聴聞の期日までの期間は、相当な期間をおくこととされており、通常1ヶ月程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

(2)陳述書、証拠書類等の受理

陳述書、証拠書類等は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、これらが行政庁の窓口へ到達した時点で受理したことになる。なお、陳述書が提出されない場合、かつ、聴聞に出頭しなかった場合には、聴聞の期日の時点で意見がなかったものとして取り扱うことができる。

(3)聴聞の主宰、審理の方式

聴聞の主宰の方法、聴聞の期日における審理の方式等は、行政手続法第19条及び第20条に規定されているので、参照されたい。また、聴聞においても2.(3)で記したことと同様に事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

聴聞において事業者等が述べたこと又は陳述書に記載されたことの実事確認のためには、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

(4)速やかな処分の実施

聴聞又は陳述書及び証拠書類等において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、登録の取消しを科すための手続を開始する。聴聞又は陳述書及び証拠書類等に基づく事実の確認、審査、取消しの通知までの処分を速やかに行うこと。

仮に登録の取消し前に法第16条第1項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第17条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第24条の2の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(P.62 その他の行政指導・行政処分の手順等3.を参照)。なお、この場合、施行規則第3条第5項第1号、第2号の規定にあるとおり、聴聞の通知があった日から5年を経過しないと新たな動物取扱業の登録は受けられないこととなる。

4.ひな形

文書ひな形1（勧告）

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種（第二種）動物取扱業に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項（第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）により、第一種（第二種）動物取扱業に関して勧告しますので、期限までに下記〇〇に示すとおり、取り扱う動物の管理の方法等を改善すること。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
勧告の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
勧告の内容	例) ・飼養施設に備える設備の構造、規模等に係る以下の基準に適合していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までにケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更すること。 (複数列記可)
勧告の理由 〔該当条項 含む(注)〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため。(複数列記可) ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ) (第3条第1号ロ(10)(五)(ロ)(i))
備考	

(注) 法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項の違反行為に対して、同法第23条4項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついては、行政手続法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を与えますので、下記1及2について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記3の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇で貴殿が登録を受けている飼養施設において、法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けるとともに、自然採光により日長変化に応じた光環境の管理を行うことを命ずる。(複数列記可)
・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第3号ロ及びハ

2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第24条第1項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課
(郵便番号)〇〇〇-〇〇〇〇
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
(電話) 0123-45-6789
提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事(〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の違反行為に関して発出された同法第 23 条 4 項に基づく命令違反に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、登録を取り消すことを予定しています。

ついては、行政手続法第 19 条第 1 項の規定により聴聞を実施しますので、下記 1 及び 2 について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日の聴聞の期日に出頭するか、又は、陳述書を同期日前までに、下記 3 の提出先宛てに提出して下さい。

なお、出頭の際、又は、陳述書を提出する際には、証拠書類等を提出することができます。また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する書類の閲覧を求めることができます。期日に出頭しなかった場合、及び陳述書の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

株式会社〇〇〇〇に対する第一種動物取扱業者の登録の取消し
・動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項

2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第 24 条第 1 項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日に行った立入検査において、改善されていなかったため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、ケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更することを命じた。しかし、当該命令の期限である令和〇年〇〇月〇〇日までに、これに従わなかったもの。

3 陳述書及び証拠書類等の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課
(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
(電話) 0123-45-6789
提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事 (〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている飼養施設は、正当な理由なく動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準に違反しており、動物の健康及び安全を保持できていない。

（複数列記可）

- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)

以上の理由により、同法第23条第4項の規定に基づき、下記の事項を令和〇年〇〇月〇〇日までに実施することを命令する。

記

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)に規定されている、ケージ等の大きさ・高さを令和〇年〇〇月〇〇日までに基準に適合するものに変更すること。

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業に係る業務の全部停止（一部停止）について

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により、第一種動物取扱業の業務の全部停止（一部停止）を命じたので、下記のとおり通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
命令の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
命令の内容 (注1)	例) 貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている飼養施設の業務を全部停止（一部停止）すること。
命令の理由 〔該当条項含む（注2）〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)
備考	

（注1） 業務の一部停止は、例えば、第一種動物取扱業であっても今般の違反行為が犬猫の飼養管理に係るものであった場合、それに係る勧告、命令、業務の停止であるため、犬猫以外の動物については命令の対象とならない時などに命ずることができる。

（注2） 法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する業務の停止命令であるか、同項第6号に該当する業務の停止命令である場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項により、第一種動物取扱業の登録の取消しを行いましたので、下記のとおり通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
取消年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
取消の理由 〔該当条項 含む（注）〕	例) 法第 21 条第 1 項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第 2 条第 1 号ロ(3)(二)(イ)
備 考 〔取消の理由が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 3 号及び第 5 号を除く）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕	

（注）法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第 6 号に該当する登録の取消しである場合は、法第 21 条第 1 項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨

- ・ 第一種動物取扱業の事業内容、違反の概要

第2 適用法令

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する基準

第3 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令、登録の取消し等の状況
- 4 命令の無視の状況

第4 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第5 事実関係を証明する資料

- 1 動物取扱業の登録書の写し
- 2 立入検査報告書の写し
- 4 勧告、措置命令、登録の取消し等の写し及び郵便配達証明書の写し
- 5 本件飼養施設等の現況写真
- 6 その他関係資料

令和〇年〇〇月〇〇日

告発人
〇〇県知事（〇〇県 〇〇〇〇部長）

〇〇〇警察署長
司法警察員
警視 〇〇〇〇 殿

環境省自然環境局
総務課 動物愛護管理室長 殿

都道府県・政令指定都市の長
(動物愛護管理担当部局長)

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により登録の取消しを行いましたので、下記のとおり連絡します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
取消年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
取消の理由 〔該当条項 含む（注）〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)
備 考 〔取消の理由が法第12条第1項第1号から第9号まで（第3号及び第5号を除く）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕	

(注) 法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第6号に該当する登録の取消しである場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

その他の行政指導・行政処分の手順等

法第23条の規定に基づき実施する勧告・命令及びこれに伴い法第19条第1項第6号に該当して行われる登録の取消しについては、P.50「遵守基準の違反に対する対応」で説明したとおりだが、それ以外の法の規定に基づく対応の手順は以下のとおりとなる。

1.法第19条に基づく登録の取消し、業務の全部停止、一部停止の命令

例えば、以下のような場合(法第19条第1項第1号から第5号までに該当する状況になった場合)は、同項に基づき、登録の取消し又は6ヶ月以内の業務全部停止もしくは一部停止を命ずることができる。

- 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱を確保するために必要な基準に適合しなくなったとき(要件を満たす動物取扱責任者がいなくなった場合、犬又は猫を飼養・保管する事業所で従業者の員数が不足している場合等)
 - 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき
- 命令等に違反した場合の罰則は、100万円以下の罰金刑となる(法第46条第1号及び第3号)。

2.法第23条第3項に基づく公表

第一種動物取扱業者が、法第23条第1項又は第2項の規定に基づく勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。なお、第二種動物取扱業者についても法第24条の4の準用規定に基づき、勧告に従わなかった場合、その旨を速やかに公表すること。

3.法第24条の2に基づく第一種動物取扱業者であった者への対応

登録を取り消した日(法律13条第1項又は法第16条第2項の規定により登録がその効力を失った日も同様)から2年間は、当該事業者に対して以下のことを行うことができる。これらの場合は、上記の勧告、措置命令と同様のフローにより対応することができる。

- 期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要な勧告
- 勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことの命令
- 上記に係る報告徴収、立入検査の実施

4.法第25条に基づく不適正な飼養又は保管による虐待のおそれに係る措置命令又は勧告及び立入検査

同条第4項に基づき、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態(施行規則第12条の2(虐待を受けるおそれがある事態))が生じていると認めるときは、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置を命じ、又は勧告することができる。この場合は、勧告を行わずに命令を行うことができるため、立入検査等で事案を把握した場合は、弁明の機会の付与を行った上で、即時に措置命令が可能である。

また、これに係る報告徴収、立入検査を行うことも可能である。

5.法第44条第1項から第3項の規定に基づく虐待行為等としての対応

愛護動物の殺傷、虐待、遺棄については、同条により直罰規定となっていることから、上記フローによらずに、告発の段階から対応を始めることとなるため、捜査機関と十分に連絡調整して、告発の手続を進めること。

6.刑事告発の際の注意点

告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為を確認した日時、違反行為の内容、周辺住民からの苦情、過去の行政指導の状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議し、連携して行うこと。

7.相談窓口への報告

法第19条第1項の規定に基づき、登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者が、他の都道府県知事(政令指定都市については市長。以下同じ。)から第一種動物取扱業の登録を受けようとしている場合は、法第12条第1項第3号又は第5号の欠格要件に該当することとなるため、当該他の都道府県知事は登録を拒否し、同条第2項に基づく通知を行わなくてはならない。また、第一種動物取扱業者が、法第19条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する状況になった場合には、登録の取消し又は業務の停止を命ずることができるが、当該事業者が他の事業所においても登録を受けている場合、その事業所についても登録の取消し又は業務の停止を命ずることができることとなる。

ただし、これらの場合に、他の都道府県の処分状況は分からないため、環境省動物愛護管理室に設ける相談窓口へ文

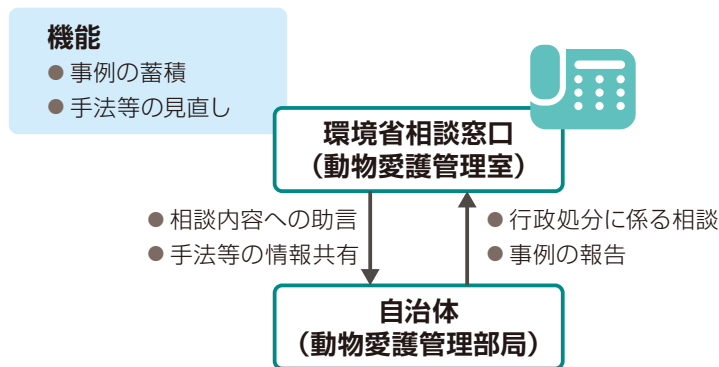
書ひな型7によりご連絡いただき、これを受けて、動物愛護管理室は、都道府県及び政令指定都市に対して、第一種動物取扱業の登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者を通知し、当該条項の規定を運用することとする。

8. 第二種動物取扱業者への対応

第二種動物取扱業の場合は、第一種動物取扱業と同様に基準省令が準用されるが、一連の行政処分については、法第24条の4の準用規定により、第一種動物取扱業とは異なる対応となる。フロー図の立入検査等から措置命令までを行える。

相談窓口による対応

自治体による事業者への一連の対応について、その円滑な実施を支援するため、環境省の相談窓口において、勧告、命令、業務の停止、登録の取消し、告発等の事例、手順を蓄積し、自治体へのフィードバックを迅速に行うことで、遵守基準の運用を的確に行う。



5 参考資料

経過措置について

基準省令は令和3年6月1日から施行されるが、ケージ等の大きさ、従業者の員数、繁殖の回数・年齢の3項目に関する基準については、経過措置が設けられている。

これは、新たな基準の適用に伴う犬猫の遺棄、殺処分、不適正飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進め、基準に適合するために必要な準備をする期間を考慮し、施行期日をずらす、段階的に頭数を制限するという経過措置を定めたものである。

具体的な経過措置の内容は、以下のとおりである。

飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、既存事業者（令和3年6月の施行までに登録・届出をしている動物取扱業者）に限って、1年間の経過措置がある。

<経過措置の内容>

既存事業者は、令和4年6月1日から基準が適用される（新規事業者は、令和3年6月から適用され、経過措置はない）。経過措置が適用される基準は、分離型（運動スペース）及び一体型のケージ等の大きさに関する基準と、分離型ケージ等の場合の1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施に関する基準であり、既存事業者は、令和4年6月までに準備が必要となる。

なお、ケージ等及び訓練場の構造等の基準（金網の床材としての使用を禁止。錆、割れ、破れ等の破損がないこと。）については、経過措置がないため、令和3年6月から対応が必要となる。

動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規職員の確保又は譲渡等による飼養保管頭数の削減を行う期間が必要なことから、職員1人当たりの飼養保管頭数の上限について段階的な経過措置を置くとともに、第二種動物取扱業者については、ブリーダー等の第一種動物取扱業者からの譲渡が増加する可能性があることに鑑み、本格適用時期を1年遅らせるものとなっている。

<経過措置の内容>

既存事業者は、適用開始（※）から段階的に5頭ずつ減らし、第一種動物取扱業者は令和6年6月、第二種動物取扱業者は令和7年6月から本格適用する（新規事業者は、令和3年6月から適用され、経過措置はない）。

※第一種動物取扱業者は令和4年6月、第二種動物取扱業者は令和5年6月に1人当たり犬30頭（うち繁殖犬25頭）、1人当たり猫40頭（うち繁殖猫35頭）の上限規制が適用開始。

図表25 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る飼養保管頭数の経過措置

第一種動物取扱業					図表26	別表	第二種動物取扱業				
施行日	犬（うち繁殖犬）	猫（うち繁殖猫）					施行日	犬（うち繁殖犬）	猫（うち繁殖猫）		
R3 (2021).6	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	—	—	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	
R4 (2022).6	30頭（25頭）	40頭（35頭）	①	附則別表第一	—	—	—（経過期間）	—（経過期間）	—	—	
R5 (2023).6	25頭（20頭）	35頭（30頭）	②	附則別表第二	①	附則別表第一	30頭（25頭）	40頭（35頭）	①	附則別表第一	
R6 (2024).6	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	②	附則別表第二	25頭（20頭）	35頭（30頭）	②	附則別表第二	
R7 (2025).6	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	③	本則別表	20頭（15頭）	30頭（25頭）	③	本則別表	

員数規定は段階的に施行されるが、施行時点において員数規定に違反している状態の場合、直ちに勧告・命令の対象になることにも十分留意し、施行時点で員数規定を遵守できるように動物取扱業者は計画的に準備を進めていく必要がある。

現状維持では施行日以降基準を遵守できない場合には、新たな職員の確保や、手元の犬・猫について譲渡等を行うことになる。自治体においても早期の対応を促すため、事業者が各施行日に向けてどのようなタイムスケジュールでアクションを行えば良いか、具体的事項と予定を記載した計画書を任意で作成させ、指導・助言を行うといった対応が考えられる。

図表26 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

図表26-① 1人当たり犬30頭、猫40頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	40	35
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	32
3	3	36	
4		35	31
		34	30
5	4	33	29
6	5	32	28
7	6	31	27
		30	26
8	7	29	25
9	8	28	
10		27	24
		26	23
11	9	25	22
12	10	24	21
13	11	23	20
		22	19
14	12	21	18
15	13	20	
16		19	17
		18	16
17	14	17	15
18	15	16	14
19	16	15	13
		14	12
20	17	13	11
21	18	12	
22		11	10
		10	9
23	19	9	8
24	20	8	7
25	21	7	6
		6	5
26	22	5	4
27	23	4	
28		3	3
		2	2
29	24	1	1
30	25	0	0

※附則別表第一をもとに作成

図表26-② 1人当たり犬25頭、猫35頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	35	30
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	27
3	3	31	
4		30	26
		29	25
5	4	28	24
6	5	27	23
		26	22
7	6	25	21
8		24	
9	7	23	20
		22	19
10	8	21	18
11	9	20	17
		19	16
12	10	18	15
13		17	
14	11	16	14
		15	13
15	12	14	12
16	13	13	11
		12	10
17	14	11	9
18		10	
19	15	9	8
		8	7
20	16	7	6
21	17	6	5
		5	4
22	18	4	3
23		3	
24	19	2	2
		1	1
25	20	0	0

※附則別表第二をもとに作成

図表26-③ 1人当たり犬20頭、猫30頭

飼養または保管する 犬の頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数	飼養又は保管をする 猫の頭数	
		うち繁殖の 用に供する 頭数	うち繁殖の 用に供する 頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
3		26	22
		25	21
4	3	24	20
5	4	23	19
6	5	22	18
		21	
7	20	17	
		19	16
8	6	18	15
9	7	17	14
		16	
10	8	15	13
11		14	
		13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	
14	11	9	8
15		8	
		7	6
16	12	6	5
17	13	5	4
		4	
18	14	3	3
19		2	
		1	1
20	15	0	0

※本則別表をもとに作成

犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

1人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。網掛けは基準省令本文に規定。

動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定

その他の動物の繁殖の方法に関する事項

令和4年6月1日からマイクロチップの装着と所有者登録に関する義務規定が施行され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数の確認に対する実効性を担保できること※を考慮して、1年間の経過措置が設けられている。

※令和3年6月から生涯出産回数の繁殖実施状況記録台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用するもの。

<経過措置の内容>

繁殖に関する基準のうち、メスの交配年齢、出産回数に係る基準は、令和4年6月1日から適用される。

なお、それ以外の繁殖に関する基準（年1回の健康診断及び帝王切開の基準、繁殖実施状況記録台帳への年齢・出産回数等の記載等）は、経過措置がないため、全て令和3年6月から対応が必要となる。

■経過措置がある基準（令和4年6月から適用）

- ・ 犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・ 猫：雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。

■経過措置がない基準の例（令和3年6月から適用）

- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

関係法令

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）抄
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）抄
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）抄
- ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）
- ・刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）抄
- ・行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄
- ・行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）抄

※上記法令は、令和3年6月時点のもの。

動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) 抄

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。第二十二条の五を除き、以下同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第三十七条の二第二項第一号及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第七項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節から第四節までにおいて「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業(犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。))の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等(繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。)の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画(以下「犬猫等健康安全計画」という。))

(登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号口及び八に掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
 - 四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
 - 五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 六 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の七第一項第四号動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第五号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第七十条第一項第三十六号（同法第四十八条第三項又は第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第七十二条第一項第三号（同法第六十九条の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る。）若しくは第五号（同法第七十条第一項第三十六号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
 - 七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
 - 八 法人であつて、その役員又は環境省令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

- 第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。
 - 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

- 第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
 - 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
 - 五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点踏まえて、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
 - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項
 - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
 - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
 - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
 - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項
 - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- 3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。
- 4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く。)に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面(対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。)により書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物に関する帳簿の備付け等)

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者(次項において「動物販売業者等」という。)は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。)を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の検案)

第二十二条の六 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したとき

を除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

- 第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第四項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(報告及び検査)

- 第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)

- 第二十四条の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に対し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録が効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
 - 4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条及び第三十七条の二第二項第一号において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

- 第二十四条の四 第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十条、第二十一条(第三項を除く。)、第二十三条(第二項を除く。)及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三及び第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第四項」とあるのは「第二十四条の四第一項において準用する第二十一条第一項又は第四項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に係る部分を除く。)、第二十一条(第三項を除く。))及び第二十三条(第二項を除く。))」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

- 第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む。)の長(指定都市の長を除く。)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

- 第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
 - 八 その他環境省令で定める事項

第五章 雑則

(獣医師による通報)

- 第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第四項、第二十四条の二第二項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の二第三項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第二十四条の四第一項において読み替えて準用する第二十三条第四項の規定による命令に違反した者

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条又は第四十六条から前条まで 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項（第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十一条の五第一項（第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

(昭和五十年政令第百七号) 抄

(第一種動物取扱業の登録を要する取扱い)

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

- 一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。
- 二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

(動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱い)

第二条 法第二十一条の五第一項の政令で定める取扱いは、前条第二号に掲げるものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成十八年環境省令第一号) 抄

(用語)

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(第一種動物取扱業の登録の申請等)

第二条 法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 二 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員)及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類
- 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。)
 - イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。)
 - ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)
 - ハ 給水設備
 - ニ 排水設備
 - ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)
 - ヘ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)
 - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
 - チ 動物の死体の一時保管場所
 - リ 餌の保管設備
 - ヌ 清掃設備
 - ル 空調設備(屋外施設を除く。)
 - ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。)
 - ワ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を営もうとする者に限る。)

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 営業の開始年月日
- 二 法人にあつては、役員の氏名及び住所
- 三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実
- 四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名
- 五 営業時間(特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。))
第二条第五号イ(1)に規定する特定成猫の展示時間

5 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。

6 第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9 登録証を有している者(第二号に掲げる場合にあつては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人)は、次に掲げる場合は、その日(登録を受けた者が死亡した場合にあつては、その事実を知った日)から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

- 一 登録を取り消されたとき。
- 二 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

(犬猫等健康安全計画の記載事項)

第二条の二 法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

(第一種動物取扱業の登録の基準)

- 第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
 - 二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからハまで及び同号リに定める内容に適合していること。
 - 三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、二、ト及びリに定める内容に適合していること。
 - 四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
 - 五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。
 - イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
 - ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学であつて、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)
 - ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。
 - 六 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
 - 七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。
 - 八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。
- 2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。
- 一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。
 - 二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあつては、その侵入を防止できる構造であること。
 - 三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
 - 四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
 - 五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
 - 六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
 - 七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
 - イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
 - ロ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。
 - ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
 - ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
 - 八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
 - 九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
 - 十 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間(午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。)に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業(動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者であつて夜間に営業しようとする者に限る。)。ただし、特定成猫(次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。)の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること(販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であつて夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。))。
 - イ 生後一年以上であること。
 - ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。
- 3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。
 - 二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。
 - 三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。
- 4 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

- 5 法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
 - 二 前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの
- 6 法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業の登録の更新）

第四条 法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二个月前から有効期間が満了する日までの間(以下この条において「更新期間」という。)に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であって、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの(次項において「更新期間内登録」という。)の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。
- 4 第二条第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあつては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 販売業者(登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。)又は貸出業者(登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。)が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合 様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類
 - 二 飼養施設を設置しようとする場合 第二条第二項第四号に規定する書類
- 3 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。
- 4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 飼養施設の規模の増大であつて、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき(法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときにあつては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。)から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
 - 二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であつて、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
 - イ 設備等の増設
 - ロ 設備等の配置の変更
 - 三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
 - 四 第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であつて、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
 - 五 飼養施設の管理の方法の変更
 - 六 営業時間の変更であつて、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの
- 5 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 法人である場合であつて、名称、住所又は代表者の氏名に変更があつた場合 第二条第二項第一号に規定する書類
 - 二 法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 第二条第二項第三号に規定する書類
 - 三 法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があつた場合 第二条第二項第四号に規定する書類
 - 四 法人である場合であつて、役員に変更があつた場合 第二条第二項第二号に規定する書類
- 6 都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 7 法第十四条第三項の届出は、様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

（第一種動物取扱業の廃業等の届出）

第六条 法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

- 一 第一種動物取扱業者の氏名(法人にあっては名称)
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る第一種動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名

第八条 削除

(販売に際しての情報提供の方法等)

第八条の二 法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2 法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 品種等の名称
- 二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
- 三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
- 四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- 五 適切な給餌及び給水の方法
- 六 適切な運動及び休養の方法
- 七 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- 八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用(哺乳類に属する動物に限る。)
- 九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置(不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。)
- 十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 十一 性別の判定結果
- 十二 生年月日(輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等)
- 十三 不妊又は去勢の措置の実施状況(哺乳類に属する動物に限る。)
- 十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地(輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地)
- 十五 所有者の氏名(自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限り。)
- 十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- 十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況(哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。)
- 十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(動物取扱責任者の選任)

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第三条の免許を取得している者であること。
 - ロ 愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第三条の免許を取得している者であること。
- ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)
- ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。
- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通

知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあつては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。
 - 一 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - 二 飼養施設の管理に関する方法
 - 三 動物の管理に関する方法
 - 四 前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の二 法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該動物の品種等の名称
 - 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）
 - 三 当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
 - 五 当該動物を当該動物等販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 六 当該動物の販売又は引渡しをした日
 - 七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
 - 八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
 - 九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
 - 十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
 - 十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
 - 十二 当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日
 - 十三 当該動物の死亡の原因
- 2 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。
 - 3 法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。
 - 4 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができる方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。
 - 5 帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出）

第十条の三 法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

- 2 法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。
- 3 前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあつては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。
- 4 法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四 法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五 法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

- 2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 大型動物(牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物)及び特定動物の合計数 三
- 二 中型動物(犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。)の合計数 十
- 三 前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数 五十
- 四 第一号及び第二号に掲げる動物の合計数 十
- 五 第一号から第三号までに掲げる動物の合計数 五十
- 3 法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
 - 一 国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合
 - 二 警察職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合
 - 三 自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合
 - 四 家畜防疫官が狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第七条、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 六 税関職員が関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 八 地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合
 - 九 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 十 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 十一 国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
 - 十二 国の職員が少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第二十三条、婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

(第二種動物取扱業の届出等)

- 第十条の六 法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。
- 2 法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - 二 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図(チからルまでにあっては、これらの施設を設置している場合に限る。)
 - イ ケージ等
 - ロ 給水設備
 - ハ 消毒設備
 - ニ 餌の保管設備
 - ホ 清掃設備
 - ヘ 遮光のため又は風雨を遮るための設備
 - ト 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう。)を行おうとする者に限る。)
 - チ 排水設備
 - リ 洗浄設備
 - ヌ 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
 - ル 空調設備(屋外設備を除く。)
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 事業の開始年月日
 - 二 飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

(第二種動物取扱業の変更の届出)

- 第十条の七 法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。
- 2 法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの
 - 二 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき(法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたとき)にあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。)から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十一パーセント未満であるもの

- 三 第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であって、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
- 3 法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

(第二種動物取扱業の廃業等の届出)

第十条の八 法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

第十条の九 削除

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあつては、当該を」とあるのは「当該」と、「基準省令第二条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等(犬又は猫を取り扱う者に限る。)」は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第十一条 法第二十四条第二項(法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(虐待を受けるおそれがある事態)

第十二条の二 法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員の指導に従わず、又は都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- 一 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- 三 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- 四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。
- 五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- 六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

(周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書)

第十二条の三 法第二十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附 則（令和三年環境省令第八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の登録（法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者の当該登録に係る基準については、なお従前の例による。

第三条 有効期間の満了の日の翌日がこの省令の施行日から令和四年六月一日の前日までの間に法第十三条第一項の登録の更新の申請をした者の当該登録の更新に係る基準については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第三条第一項及び第九条第一号関係）

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
販売（飼養施設を有せずに営むもの）	販売及び貸出し
保管（飼養施設を有して営む者）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）
保管（飼養施設を有せずに営むもの）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示
貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）
訓練（飼養施設を有せずに営むもの）	訓練
展示	展示
動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	販売及び動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）	販売（飼養施設を有して営む者に限る。）、保管（飼養施設を有して営む者に限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営む者に限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 運動スペース一体型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所並びに運動場の機能が一体的に備わったケージ等を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。
- 二 運動スペース分離型飼養等 犬又は猫の寝床及び休息場所として用いるケージ等並びに運動場として用いるケージ等（以下「分離型運動スペース」という。）の両者を使用して犬又は猫を飼養又は保管をすることをいう。

（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第二条 法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるところとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- (2) 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- (3) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- (4) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺的生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- (5) 動物の鳴き声により周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- (6) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。

ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるところとする。

- (1) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺的生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
- (2) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- (3) ケージ等の規模は次に掲げるところとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (イ) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。
 - (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
 - (イ) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍以上（複数 の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - (ロ) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。
 - (ハ) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
 - (i) 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。以下この(i)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - (ii) 猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。以下この(ii)において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が

確保されていること。)及び高さが体高の4倍以上(複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上)とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。

(ニ) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

- (4) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。
- (5) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。
- (6) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

八 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- (3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 保管業者及び訓練業者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。
- (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員(常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値(整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)を職員数とする。)

1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。))は除く。)の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間(午後8時から翌日午前8時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。)に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者(登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

ハ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者(登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。)にあっては、高齢猫(生後11年以上の猫を目安とする。以下同じ。)の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診

断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

ホ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ヘ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ト ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

チ 販売業者にあつては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前8時から午後10時までの間において行うことを妨げない。この場合において、1日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、12時間を超えてはならない。

(2) 販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げの方法により行うこと。他者に委託する場合にあつても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1) 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

(3) 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

(4) 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(5) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

(6) 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(7) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

(8) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

(9) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。

(10) 販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

ニ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

ホ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回

未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。

- へ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
 - ト 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。
 - チ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号八に規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。
- 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項
- イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪が異常に伸びている状態
 - (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
 - ロ 販売業者にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。
 - ハ 販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。
 - ニ 販売業者及び貸出業者にあつては、2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
 - ホ 販売業者にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。
 - (1) 品種等の名称
 - (2) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - (3) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - (4) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (5) 適切な給餌及び給水の方法
 - (6) 適切な運動及び休養の方法
 - (7) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (8) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (9) (8)に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - (10) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - (11) 性別の判定結果
 - (12) 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - (13) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (14) 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - (15) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - (16) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - (17) 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - (18) (1)から(17)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
 - へ 販売業者にあつては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。
 - ト 貸出業者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

- (1) 品種等の名称
 - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (6) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - (7) 性別の判定結果
 - (8) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (9) 当該動物のワクチンの接種状況
 - (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- チ 競りあわせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりホに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。
- リ 動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあつては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあつては、当該特定動物の取引を行わないこと。
- ヌ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。
- ル ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
- ロ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ワ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。
- カ 保管業者及び訓練業者にあつては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。競りあわせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。
- コ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- ク 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ケ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- コ 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ク 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。
- ネ 販売業者、貸出業者及び展示業者であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。
- ネ 展示業者及び訓練業者にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
- ヘ 貸出業者にあつては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。
- ヘ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- ヘ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- ヘ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
- ヘ 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。
 - (1) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。
 - (2) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

- (3) 販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。
- オ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
- ク 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
- ヤ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。
- マ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
- ケ 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。
- (1) 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。
 - (2) 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。
- フ 販売業者にあつては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的記録を含む。）により表示すること。
- (1) 品種等の名称
 - (2) 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
 - (3) 性別の判定結果
 - (4) 生年月日（輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - (5) 生産地等
 - (6) 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- コ 法第二十二條第三項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。
- エ 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第二十一條の五第一項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。
- テ 競りあわせ業者にあつては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条 法第二十四條の四第一項の規定において準用する法第二十一條第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項
- イ 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。
 - (2) 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
 - (3) 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
 - (4) 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。
 - (5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
 - (6) 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
 - (7) 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施設設備を備えること。
- ロ 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 飼養施設は、規則第十条の六第二項第二号イからトまでに掲げる設備を備えること。
 - (2) 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。
 - (3) 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
 - (4) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

- (5) 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法に鑑み、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。
 - (6) 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。
 - (7) 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。
 - (8) 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
 - (9) 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数に鑑み著しく不適切なものでないこと。
 - (10) ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。
 - (一) 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
 - (二) 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (三) 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
 - (四) 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
 - (五) ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
 - (イ) 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。
 - (ロ) 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。
 - (i) 犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合には、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - (ii) 猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合には、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること。
 - (iii) 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。
 - ① 犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合には、子犬はこれを頭数に含めない。以下この①において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合には、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること。
 - ② 猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合には、子猫はこれを頭数に含めない。以下この②において同じ。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその2分の1以上）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の4倍以上複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合には、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上）とするとともに、ケージ等内に2以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること。
 - (iv) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。
 - (11) ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、鏽、割れ、破れ等の破損がないものとする。
 - (12) ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。
 - (13) ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。
- 八 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

- (2) ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。
- (3) ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- (4) ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- (5) 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、(4)に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- (6) 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。
- (7) 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型運動スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。特に、犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員（常勤の職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を職員数とする。）1人当たりの飼養又は保管をする頭数（親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）は除く。）の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。ただし、犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、別表のとおりとする。

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

ホ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺的生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

(1) 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。

(2) 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

(3) 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存すること。

(4) 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。

(5) 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

(6) ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

ロ 譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあっては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ 届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

ロ 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっては、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1) 輸送設備は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。

(2) 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

(3) 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、こ

の限りでない。

- (4) 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (5) 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。
- (6) 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺的生活環境の保全に必要な措置を講じること。
- (7) 譲渡業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

- イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。
 - ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- #### 八 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を6回までとするとともに、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。
- 二 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を6歳以下とすること。ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は7歳以下とする。
 - ホ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
 - ヘ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを5年間保存すること。
 - ト 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあつては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- イ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。
 - (1) 被毛にふん尿等が固着した状態
 - (2) 体表が毛玉で覆われた状態
 - (3) 爪が異常に伸びている状態
 - (4) その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態
 - ロ 譲渡業者にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。
 - (1) 品種等の名称
 - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- #### 八 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
- (1) 品種等の名称
 - (2) 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - (3) 適切な給餌及び給水の方法
 - (4) 適切な運動及び休養の方法
 - (5) 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- 二 ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあつては、この限りでない。
 - ホ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。
 - ヘ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
 - ト 幼齢な犬、猫等の社会化を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。
 - チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により

- 給餌及び給水を行うこと。
- リ 犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ヌ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ル 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- ロ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- リ 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者において、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。
- カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。
- キ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- ク 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者において、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
- ケ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。
- コ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者において、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。
- ク 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者において、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認められた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。
- ネ 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。
- (1) 譲渡業者において、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。
 - (2) 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者において、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。
 - (3) 譲渡業者において、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。
 - (イ) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - (ロ) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - (ハ) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (ニ) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (ホ) 四に掲げるもののほか、みだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - (ヘ) 性別の判定結果
 - (ヘ) 生年月日
 - (ハ) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (ニ) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
 - (ト) 口(1)から(5)まで及び(イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
 - (4) 届出をして貸出業を行う者において、口に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。
 - (イ) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - (ロ) 性別の判定結果
 - (ロ) 生年月日
 - (ハ) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況
 - (ニ) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - (ヘ) 口(1)から(5)まで及び(イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ナ 第二種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。
- ニ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。
- ヌ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

- ウ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。
- 中 動物の譲受け、譲渡し、繁殖、死亡等の取り扱う動物の増減の状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。ただし、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が、法第二十四条の四第二項において準用する同法第二十一条の五第一項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りではない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）から施行する。ただし、第二条第六号二及びホ並びに第三条第六号八及び二の規定は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(ニ)及び同号ハ(7)並びに同条第七号ソの規定は適用しない。この場合において、第二条第一号ロ(3)(イ)中「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)及び同号ハ(7)並びに同条第七号ルの規定は適用しない。この場合において、第三条第一号ロ(10)(五)(イ)中「犬及び猫以外の動物」とあるのは「動物」と読み替えるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて犬を飼養又は保管をしている者における1人当たりの犬の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については30頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については25頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については25頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については20頭」と読み替えるものとする。

第四条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けて猫を飼養又は保管をしている者における1人当たりの猫の飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については40頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については35頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については35頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については30頭」と読み替えるものとする。

第五条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については30頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については25頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「犬については20頭」とあるのは「犬については25頭」と読み替え、「繁殖の用に供する犬については15頭」とあるのは「繁殖の用に供する犬については20頭」と読み替えるものとする。

第六条 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における猫を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号中段の規定は適用しない。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については40頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については35頭」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する期間を経過する日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、第三条第二号中段中「猫については30頭」とあるのは「猫については35頭」と読み替え、「繁殖の用に供する猫については25頭」とあるのは「繁殖の用に供する猫については30頭」と読み替えるものとする。

第七条 この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、第二条第二号ただし書の規定は適用せず、令和4年6月1日から起算して1年を経過する日

までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和5年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

2 この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者における犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限については、この省令の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、第三条第二号ただし書の規定は適用せず、令和5年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第一に定めるとおりとし、令和6年6月1日から起算して1年を経過する日までの間は、附則別表第二に定めるとおりとする。

第八条 この省令の公布の日から施行日の前日までの間に獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十九条第二項の規定により交付された健康診断に係る診断書は、第二条第四号八及び第三条第四号イ⁽³⁾の診断書とみなす。

別表 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の一人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限

本則別表（第二条第二号、第三条第二号関係）

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	
		26	22
3		25	21
4	3	24	20
5	4	23	19
		22	18
6	5	21	
		20	17
7		19	16
8	6	18	15
9	7	17	14
		16	13
10	8	15	
		14	12
11		13	11
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	8
14	11	9	
		8	7
15		7	6
16	12	6	5
17	13	5	4
		4	3
18	14	3	
		2	2
19		1	1

附則別表第一

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	
		36	32
3	3	35	31
		34	30
4		33	29
5	4	32	28
6	5	31	27
7	6	30	26
8	7	29	
		28	25
9	8	27	24
		26	23
10		25	22
11	9	24	21
12	10	23	20
		22	19
13	11	21	18
14	12	20	
		19	17
15	13	18	16
		17	15
16		16	14
17	14	15	13
18	15	14	12
19	16	13	11
20	17	12	
		11	10
21	18	10	9
		9	8
22		8	7
23	19	7	6
24	20	6	5
25	21	5	
		4	4
26	22	4	
27	23	3	3
		2	2
28		1	1
29	24	1	

附則別表第二

一 飼養又は保管をする犬の頭数		三 飼養又は保管をする猫の頭数	
	二 一のうち繁殖の用に供する犬の頭数		四 三のうち繁殖の用に供する猫の頭数
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	
		31	27
3		30	26
4	3	29	25
5	4	28	24
6	5	27	23
		26	22
7	6	25	
		24	21
8		23	20
9	7	22	19
10	8	21	18
11	9	20	17
		19	16
12	10	18	
		17	15
13		16	14
14	11	15	13
15	12	14	12
16	13	13	11
		12	10
17	14	11	
		10	9
18		9	8
19	15	8	7
20	16	7	6
21	17	6	5
		5	4
22	18	4	
		3	3
23		2	2
24	19	1	1

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）抄

第二編 第一番

第一章 捜査

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

行政手続法（平成五年法律第八十八号）抄

第三章 不利益処分

第一節 通則

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
 - イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
 - ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
 - ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
 - ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
 - 二 前号イから二までのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- 一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。
 - 二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
 - 三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
 - 四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の見金納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
 - 五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

第二節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
 - 二 不利益処分の原因となる事実
 - 三 聴聞の期日及び場所
 - 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

- 第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
 - 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
 - 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

- 第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。
- 2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。
 - 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

- 第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。
 - 3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。
 - 一 当該聴聞の当事者又は参加人
 - 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
 - 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
 - 四 前三号に規定する者であった者
 - 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

- 第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
 - 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
 - 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。
 - 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

- 第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

- 第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。
- 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）抄

第一章 総則

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

第二節 審査請求の手続

(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～

令和3年5月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-3581-3351